

本日の会議に付した事件

平成26年第3回山元町議会定例会（第3日目）

平成26年9月4日（木）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第3回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

4番菊地八朗君から今会期中の会議を欠席する旨の届け出があります。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、5番竹内和彦君、6番遠藤龍之君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）7番齋藤慶治君の質問を許します。齋藤慶治君、登壇願います。

7番（齋藤慶治君）はい。おはようございます。これから、平成26年第3回議会定例会の一般質問を、津波被災住宅再建支援策を拡充すべきとの観点から、齋藤町長の所見を伺うものであります。

現在の津波被災住宅再建支援策は、震災復興基金をもとに約51億円の配分を受け、これを財源として山元版支援制度を構築しております。支援制度の柱となる数字的根拠として、平成25年9月20日の住宅再建に関する最終意向確認が基礎の数字になっていると思います。約1年が経過し、今年8月、3市街地への移転募集がスタートし、抽選、再募集を繰り返し、12月末までには町民の集団移転事業の概要が明らかになると思います。

震災復興基金の目的は、町内で津波被災を受けた町民の住宅再建支援策が大原則だと思えます。財源である基金の支払い推移等を精査し、町民に等しく有効に、そして町民が納得できる支援策が必要だと思えます。3件について町長の所見を伺います。

1件目として、震災復興基金の支払い状況と今後の推計についてお伺いいたします。

2件目として、災害公営住宅への転居者への支援として、引っ越し等に自由に使える一つとして生活支度金の支援等の考えはあるかどうかお伺いいたします。

2点目としては、災害公営住宅への入居には連帯保証人1人が必要であり、保証人にも各種の要件があります。連帯保証人の選任に苦慮している被災者も数多くいるとの声も聞こえております。保証人について弾力的な運用を強く求めたいと思います。この点についても町長の所見を伺いたいと思います。

3件目として、災害危険区域第1種で、震災前の住宅を修繕して居住している世帯への住宅再建支援策についてお伺いいたします。1年前、支援策を私ども議会も議論しました。私自身、この地域に住んでいる人々に対して、少し配慮が足りなかったと反省もしております。改めて、現に住宅が幸いにして残り、リフォームが可能だった人々、山元町民に、他の津波被害者とひとしく何らかの支援策は必要と思います。財源の裏づけは、震災復興基金で十分対応できると思います。

以上、3件について齋藤町長の所見をお伺いしたいと思います。以上であります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。齋藤慶治議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、津波被災住宅再建支援の拡充についての1点目、震災復興基金の支払い状況と今後の推計についてですが、まず支払い状況については、これまでに単独移転の方や現地再建された方、既に供用している災害公営住宅に移転された方に対して、移転費の補助、住宅建築・修繕等に係る利子相当分の補助、建物等実費補助、住宅かさ上げ補助、住宅建築への補助を行っており、試算している延べ約3,500件、総額約51億円に対し、延べ643件、約4億3,000万円をお支払いしている状況であります。

また、今後の推計についてですが、現在のところ支払い率が2割に満たない状況ですので、今後新市街地に移転される方の補助申請が本格的に始まりますことから、こうした方々の申請動向を精査した上で改めて試算を行い、正確な所要額が把握できた段階において震災復興基金交付金の有効な活用策を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、災害公営住宅への転居者への支援のうち生活支度金の新設についてですが、ご質問の趣旨は、災害公営住宅へ移転される方に対して移転に伴い新しい生活が始まる上での支援として、震災復興基金交付金を活用し町が新たな補助金を交付する制度を創設できないかという趣旨かと思いますが、災害公営住宅に入居される方々につきましては、移転費の補助のほか災害公営住宅家賃低廉事業を活用し家賃の低廉化を図り、所得の低い方については、東日本大震災特別家賃低減事業を活用し入居から最長10年間家賃が軽減されます。また、全国から寄せられた災害義援金や災害援護資金の貸し付けの制度もありますことから、町としましてはこれらの制度を活用していただきたいというふうに考えております。

なお、ご質問の生活支度金と同様の支援制度を導入している市町もございますことから、町としましては今後の震災復興基金交付金による支払い動向を踏まえ、改めて試算を行い、生活支度金の実施の可能性について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、災害公営住宅の転居者への支援のうち、2点目、保証人の弾力的運用についてですが、災害公営住宅への入居に当たっては、山元町町営住宅条例に基づき連帯保証人が1名必要になります。この連帯保証人については、「原則として町内に居住し独立の生計を営み、かつ、入居予定者と同等以上の収入を有する者」となっております。これまで入居された方のケースでも町内での連帯保証人の確保にご苦労された方がいら

っしやいましたが、相談を受ける中で最終的には県外にお住まいの身内の方に連帯保証人になっていただいたケースもありました。今後も震災によりやむを得ず連帯保証人を選任できない方については、個別にご事情をお伺いし、できる限り弾力的な運用に努めてまいります。

次に、3点目、第1種災害危険区域で修繕して居住している世帯への支援策についてですが、第1種災害危険区域は今次津波で大きな被害のあった地域であることから、町といたしましては当該区域にお住まいであった方により安全な地域へ移転してもらいたいと考え、防災集団移転促進事業により新市街地の整備を行うと同時に、被災宅地の買い取り、住宅建築等の利子相当分の補助や移転費の補助などの支援を行うなど移転促進に努めてまいりました。第1種災害危険区域に居住される方に支援を行うことは、安全な地域への移転を促すという町の方針と整合がとれないとの考えや、既に移転されている方と均衡を逸するとの考えから、ご提案の支援を行うことは困難であると考えております。

なお、町としましては、当該区域に居住される方の安全性を確保するための支援策として、避難路や防災公園などの整備に加えて、安全でスムーズな避難のあり方を地域住民の方々とともに確立していくなどのソフト対策も行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

7番（齋藤慶治君） それでは、第1点目のほうから再質問しておきます。

1番目、震災復興基金の支払い状況と今後の推計ということで、当山元町では約51億円、内訳を見ると約8億円が一番初めに自由に使えるようなお金をいただき、その後国県を通じて県の配分として約43億2,000万円等の金額をいただき、支援策の概要としては約51億円を予算規模として支援策をつくっていると思います。それは先ほどの回答にあったとおりだと思います。

それで、一番の問題は、この支援金を有効に使うにはやっぱりタイミングが必要なんですよ。今回の支援策、私の推測でもあと5年か6年ぐらまでは実際お金の動きがあったりしていくだろうと推測します。もうちょっと長くなるかもわかりません。ただ、その時点で多額の基金が余るようなことがあっては、私らに課された仕事としては本当に落第点になります。いかにこのお金を有効に満額支援者に使っていただけるかが問題だと思います。

それで、第1点、今回の支援の構築の中では、去年の平成25年9月20日の最終の意向調査の数字が多分基礎になってこのスキームを構築していると思います。それで、特に支援活動が多い、支援策の中身については町長に改めて言いませんが、支援策の金額等の多い3地区への集団移転の宅地の意向者等、この約3,500件の大きいところの、金額の大きいと推測される、件数が大きいとされるところの内訳を1点か2点お願いしたい、説明を受けたいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君） はい。それでは、この51億円、当初に配分いただいた8億円と追加で配分いただいた43億円、これは津波浸水に限定された部分になってきますけれども、その部分で大きな部分を占める部分ということでございますので、その件数ということでございますが、その部分についてお答えいたします。

この基金の部分で大きい部分は、まずは基本的には災害危険区域の1種と2種の方々、こちらの方々につきましてはこの震災復興基金交付金ではなくて防災集団促進移転事業

のほうから移転費、引っ越し代とかそういう利子補給、これは住宅を建てるときのローンの補助を出すということになります、それ以外の部分がこの基金で賄われていることになります。その部分につきましては、主には昨年度制度を立てました部分で新市街地へ入っていただく方々、こちらで家を建築される方々に対しまして住宅建築の補助として200万円の部分を支援するというものがありまして、こちらの部分については昨年9月の意向確認等の件数、これは約270件ですけれども、こちらの部分が一つありますのと、またあわせて町内へ単独移転された方々、これは人口流出とか歯どめをかけるという部分でも拡充したんですけれども、町内へ単独移転された方々、この方々に対して50万円の土地購入とか建築の補助部分が、これが約300件。また、これも昨年の拡充部分で行いました利子の補給とあわせて実費でも補助をするという選択制の部分、こちらの部分も拡充したわけですけれども、こういった部分が約140件ぐらい。また、さらにはこの基金の目的として、防災集団移転で払えない部分の遡及対応、こういった部分の対応の部分も入ってまして、この部分が200件ぐらい。そういった部分が主な内容となっています。以上です。

7番（齋藤慶治君）はい。細かい点をお伺いするつもりは余りないので、ただスキームとして金額の大きい、例えば集団移転事業、3地区への集団移転事業に対しての支援金が今回の大きな目玉になっていますし、その額というのは3市街地に入れば200万円、あとローンの利子か建築実費で最大で200万円とか、そういう大きな数字が支援策の目玉になっていると思います。そういう推計の中で去年、1年前にこの支援制度を構築していますので、今回基礎になっているのが多分最終意向調査の去年、1年前ということで、今回募集の関係がスタートしまして、ここで大体の現時点の募集の戸数が出てくると。そして、最終的には津波で被害があった人の大きな最終確認としては12月末には大体概要が出てくるという中で、この支援資金のスキームがどこまで精査されて熟慮されているかというのが一番心配なんです。これは今すぐの問題内容、だから今年の12月には出てきますので、その時点でこの支援金約51億円の内容がどこまでなっているか。そこら辺をそういうスケジュールで見ているのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちらの制度のスケジュールということでございますけれども、今町長のほうからも説明いたしました、今の段階におきましては主に単独移転をされる方々、そして山下地区の既に供用されている災害公営住宅、これはまだ一部分ということになります、こちらの方々への移転部分について今のところはお支払いしている状況でございます。この部分が今の段階では全体の支払い率から見ますと約2割ぐらいの進捗ということになります。この部分を今後8割ぐらいの部分の支払いをしていくわけですので、この部分、今の段階から精査はしていくこととしておりますけれども、まだ今のところは2割ということですので、今後今の支払い状況を見ながらこのスケジュール部分を今後精査して、この有効な基金の活用という部分を考えていくというようなスケジュールを考えているところでございます。

7番（齋藤慶治君）はい。じゃあ、町長にお伺いします。

先ほど言ったまず12月末までで概要が確定して、それでもまだ推計だと思うんです。あくまで申し込み状況の確定が多分12月末ぐらいまでできて、実際の支払いというのはこれから、申請支払いというのは多分3年か4年かけて、実際住宅を着工して申請し

てという形の流れにはなるということは十分承知しています。

それで、私の確認事項としては、この12月末の推計の数字をもって支援金が結構余裕があるとなったら、私はあるというような推測、観点から質問しているのですが、そこら辺がある程度数字的に確認されたら、町長の第1回目の回答にもあるのですが、交付金の有効な活用策を検討していきたいというような言葉が入っていますが、そういう段取りでいくということでもいいのかどうか、再度町長に確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からご質問いただいている件です。あわせて総括してお答えをさせていただきたいというふうに思いますが、まず基本的に早く状況を把握して、できるだけ町全体としての有効な活用策をまとめていく必要があるだろうと。そういう中で、被災者の皆様方の生活の再建につながるような、少しでも後押しできるような政策を再構築していきたいと。お尋ねがあったように、年内というのは一つの大きな目標でございますので、その前に少しでも早くできるように精査に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、補足的にお話しすれば、現段階でお支払いしている全体の中で比較的金額の多いものについては、実費補助の1・2種町内移転実費補助、200万円という限度額、これに該当する部分が一番多くて、その次が1種・2種の町内移転での利子補給、これが2番目ぐらいに多いというような状況でございまして、ローンの利用の方の申請の状況が思ったよりも少なく、実費補助にシフトしているのかなというふうな、2割を切る段階での傾向的な状況がございまして。

いずれにしても、先ほど申しましたように、できるだけ被災者の皆様に少しでも有効にひとしく活用していただけるような政策の構築に意を用いてまいりたいというふうに思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。今年度というか12月いっぱい概要で、その後に再検討するというので町長の答弁をいただきました。せっかくの支援策なので、このタイミングというのも、必要なときに必要な金額がきちんと補助されて初めて助かるし、ありがたみも増すということは誰しも同じだと思います。ぜひ、全体の基金の状況、住宅再建の動き、タイム的なものもあると思いますが、そこら辺やっぱりを逸せずこの基金を有効活用するのが私ら含めての仕事だと思いますので、精査というか途中途中の金額の推移というのは常につかんでおいて政策に活用していただきたいと思います。この件については、あとまた年明けて執行部というか町長のほうに途中途中の経過を確認していきたいと思いますので、そのときはよろしくをお願いします。

それでは、第2点目に入ります。第2点目として、災害公営住宅への支援ということで項目を2つ挙げています。第1点目としては、何にでも自由度の高い生活支度金という形で、他の市町村で先ほど町長回答からあったように設けているところもあります。私も町に財源がなければ、自主財源の中からこれ以上というか今の支援プラスという形では考えはしないんですが、先ほど言ったようにこの基金の推移の中で十分財源が見出せるという立場の中でしていますので、これまた先ほど全体の年明け含めてのスキームがだんだん精査された中で、ぜひこの生活支度金、自由に使えると、引っ越しのときに何だかんだで使えるようなお金の創設というのは、新しい補助として設けてもいいんじゃないかなと思います。再度、町長のほうの考え方をお伺いしたいです。

町長（齋藤俊夫君）はい。生活支度金の取り扱いについては、先ほどもお答えいたしましたよう

に石巻市なり仙台市等でも同様の制度を既に創設して対応している状況もございます。やはり被災者の方々の経済的な負担を軽減して、恒久住宅への移転を促すというふうな意味合いもございますので、改めて震災復興交付金の試算を急ぐ中で方向性を早目に出していきたいというふうに考えます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。タイムリーな支援策という形で町長に再度確認していきたいと思えます。

例として、例えば災害公営住宅に移る方、400件。400件というのは再募集とか421戸というのが今募集している災害公営住宅の入居の募集なんです、そこら辺を大きな数字で見て、例えば金額的に10万円としても4,000万円、20万円としたら8,000万円という概略のこの金額は出てくると思えます。それをもうちょっと広げても大体の数字というのは正確につかまる金額だと思いますので、そこら辺はなるべく早く、引っ越しが本格的に始まる時期等に合わせて、ぜひ検討すべき支援制度だと思います。

それでは、第2点に入ります。保証人の弾力的運用についてお伺いします。この災害公営住宅、町営住宅も同じなんです、特に災害公営住宅の入居に対しての質問なので、これは町営住宅条例に基づいてということは被災になる前からの同じ条件なんですよね。そういうふうに理解していかどうか、まず確認したいと思えます。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君。（「担当課でもいいです。条件。ごめんなさい、保証人の条件です」の声あり）

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。連帯保証人につきましては、被災前の町営住宅の入居の際も同様に保証人をつけて申し込みをいただいております。（「何人つけているんですか」の声あり）これまでは、震災前もお1人を連帯保証人としてつけていただいております。

議長（阿部 均君）被災者も、従来の公営住宅の条例を適用しているのかどうかというんだから、そこら辺明確に答弁願います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。申しわけございません。

今回の災害公営住宅につきましても、公営住宅法に基づき連帯保証人をつけていただいておりますが、町営住宅と同様に1名の方の保証人をつけていただくよう進めております。以上でございます。

7番（齋藤慶治君）はい。結局、今回の災害公営住宅においても、被災前の町営住宅と同じ基準で連帯保証人とかを選任して運用しているというのが現状だと思います。

ただ、これは町長もわかっているとおり、今回の災害公営住宅というのは住居を失って自力再建が困難な人に対しての公営住宅を、本当に今までにない規模で被害を受けたので、国県も含めて今までにないような制度運用の中で災害公営住宅を早期に建築して入居していただくというのが、今進んでいる事業だと思います。

そういう中で、まず1つの疑問として、全く同じような基準でいいのかというのが、第一に私からすると疑問なんです。第2点としては、担当課では弾力的にというか、今までもいろんな相談に乗って運用して、今までの入居はやっているということで大体の回答はいただいておりますが、そこら辺単に担当だけの判断じゃなくて、町を挙げて町長からの指示の中でもう少し緩やかな運用の仕方というのは明確に指示していただけるのかどうか、そこら辺を今回の質問にしているのですが、というのは結構保証人、まし

てや連帯保証人となると幾ら1人でも受ける方がなかなかいないと。あと、いいと思っても、先ほど言った7つぐらいの要件の中では申込者と同等の所得をという一つの所得制限があると。同じく年金暮らしの方にはなかなか相談できないというか保証人になってもらえないとかいうような不安を感じているんですね。だから、そこら辺に関してもう少し、災害に遭って困っている人たちの入居基準という中は町独自の運用の中でももう少し緩和して、まず入っていただくという強い姿勢があってもいいと思うのですが、その点町長からお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。公営住宅への入居の際の連帯保証人の取り扱いですね。確かにご指摘のように、平常時とこの非常時、大災害後の対応が同じレベルでいいのかというふうなことでございますが、ちなみに現段階で把握している県内の被災自治体の状況を見ますと、どうしても災害公営住宅法の絡みもあって1人なり2人の保証人をつけていただくというようなことを前提とした運用になっているわけでございますけれども、ご指摘の部分をお聞きして、やはりこういう状況に鑑みて、この連帯保証人の取り扱いについては、冒頭申し上げましたようにできるだけ弾力的な対応ができるように担当課と連携しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

7番（齋藤慶治君）はい。この連帯保証人の要件は1から7で、先ほどの所得の関係、あと公営住宅の入居でないこととか、それは多分今も弾力的に運用してもらっていると思うんですが、やっぱり入るのに居住に困って自力再建ができないという観点で応募していますので、ここはやはりなるべく制限を緩和しながら、身元引受人というのは必要だし、万が一何かあったらどこに連絡するとかいうのは必要だし、そういうことを勘案しながら、ぜひ弾力的な運用について、再度町長、あと担当含めて再度検討してほしいと思います。町長、検討するというような兼ね合いで捉えていいのかどうか、再度お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今でも一定の弾力的な運用に努めているところでございますけれども、さらに内容を精査してまいりたいと。そういう中でより弾力的な運用につながるように対応してまいりたいというふうに思います。

7番（齋藤慶治君）はい。それでは、最後に3件目の質問に入ります。

3件目の質問は、災害危険区域第1種での従来のところの修繕して入っている方への支援策についてですが、町長のほうの回答においては大きく分けて2点、安全な地域へ移転を促すという町の方針と整合性がとれないと。第2点目としましては、移転されている方と均衡を逸するという考えからなかなか困難という、大きく分けて2点の理由で回答をいただいています。難しいというような返答をいただいております。

この点について、町長の考え方をこれからお聞きしますが、私は今回の質問の観点からすると、3月11日に津波に遭って被災されて、まずそこを一番先に重点的に置くべきだと思うんです。というのは、その後の対策に関しては復興の過程において安全な、町でいろんな議論をしてきましたからわかりますが、安全性とかいろんな土地の買い上げとかの全体のスキームの中の整合性を図らなくちゃいけないというのは町執行部の考えだと思うんですが、今回の津波の震災関係の国からの補助金含めて、もうちょっと広い意味での私は支援のあり方で国県は市町村に落としてきているんじゃないのかなという観点があります。ということは、3月11日、大震災で津波で被害があった方に、やはり1種区域であろうが2種であろうが3種であろうが、ひとしくするのがまず私ら行政の役目ではないかと思えます。その点について、町長の考え方を再度お伺いいたしま

す。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般的に被災の方に対する支援、ひとしくというのは、それは議員ご指摘のとおりかというふうに思います。その前提の上で、その自治体の置かれた安全安心なまちづくり、被害の程度を踏まえた安全安心なまちづくりというふうなものとの整合性をどういうふうに図るべきなのかなというふうなことが大きく問われているんじゃないのかなというふうに思っています。確かに再建された方それぞれのご家庭のいろんな事情、思いというものを抱えながら現地再建されているという、その分についての思いというのはあろうかというふうに思うわけですが、できれば新築ができないというふうなことも考慮していただいて、国の制度を使っていただける間に集団移転をしていただいて、できるだけ安全な場所で生活を再建していただきたいというのが町の私としての基本的な考え方でございます。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。もう一步町長、踏み込んで、私は3月11日に現に山元町に住んでいる人が津波被害に遭ったので、その人たちにはひとしくするというのが私は大原則じゃないですかということで、町長はその後の復興において確かにほかの政策との整合性の中でという話で構築していますが、私はその件に関しては、逆に建物が残ったんだからいいぐらいの判断というか考え方というのも一方にあると思うんです。そして、それ以降の町の政策の関係との整合性の中では、あの人たち、地元再建した人でも自己責任の中で今行動していると思うんですが、家が残って、幸いにも残ってそこで家が再建できて住めるという中で、やはり私も立場が変わればやっぱりその場所で再建する可能性もあるのかなという思いの中で、今回の復興の中の基金の中で、先ほど言ったように多分支援するだけの財源というのは生み出されることを推計する中で、改めて同じく町民に対してこの3月11日の被災に遭ったという住宅再建の支援策というのは私は必要だと思うし、それが町長含め行政の大きな役目だと思います。

ちょっと確認だけします。税務課長、ちょっといいですか。税務課長、固定資産とか税金は、あの方々はみんなと同じくいただいているんですよね。そういう今のルールの中で。それだけちょっと確認いたします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。ただいまのご質問でございますが、特例措置がございまして、3年だったんですが1年延長になりまして、今年度まで課税免除ということになっておりまして、固定資産税はいただいております。

7番（齋藤慶治君）はい。ちょっと今の質問だけすると、これは津波に遭った地域の方全員が今、そういう3年プラス1年の延長で減免になっているということで、これが切れれば多分従来どおりになる可能性があるのかなと思います。そこら辺はちょっと勘違いされると困るのですが。

町長に、今回国県からの支援金の中で、国県というのは山元町全体に被害に応じて全体で幾らという形の先ほど合わせて50億円くらいの金額を基金として、支援金として出しております。その使い道の裁量は各行政に任せるというのは、細かい点、小さい点は各市町村の判断で自由にやっていますよという中で動いていると思うんです。その判断が先ほど第1回目の支援策の今現在行われている支援の中には震災前の方が私からすると漏れてしまった、入っていないというような考え方なので、そこら辺の整合性というのは、私は十分とれると思うんです。町長はとれないというような判断でいると思うんですが、災害基金等の額等を勘案しながら、新たなる支援の中で、そして年数も3

年半、あとちょっとで4年になるという中で、現地再建の方も一町民であることは間違いないし、大きく被害を受けたことも間違いないし、そういう中でその時点に戻っての応援というか支援に対して、ほかの移転した人との整合性とか、それは私は大きく考えることはないと思うんですが、その点について町長、再度この考え方だけお聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、先ほど議員のお話の中で、「幸いにして残った」というふうなくだりがあったようでございますけれども、町としましては、津波というのは例えば次にいつ来るかわかりませんが、どういう形で津波が襲ってくるかというのは、これはなかなか誰しもが想定しにくいわけでございます。残ったというのは確かに幸いだったという部分はある一面あるんですけども、町全体の安心安全を考えたときには、やはりあれだけの大きな被害をこうむったわけでございますので、そこを共通理解していただく中で、この危険区域の設定なり、安全安心なまちづくりという大きな方向性をとってきたと。そしてまた、それを具体的に、少しでも制度的に担保する形で国の防災集団移転促進事業を活用してというようなことでございますので、基本的な部分は十分おわかりいただけるんだらうというふうに思いますけれども、改めてちょっと言及させていただければというふうに思います。

そしてまた、現地再建されれば、当然町としても全然そこにかかわりを持たなくていいということにはならないわけでございます。それは冒頭申し上げました避難路なり防災公園、生活環境の整備なりを含めたもろもろの対応がそこには出てくると。そしてまた、今回の災害を振り返ったときに、町としても消防団の方々なり、町の職員なりいろんな方々も一方でそれぞれの職務を果たす過程で犠牲になっている方もおられるというようなことも考えまして、非常に厳しい側面もございます。

それはそれとして、具体のこの支援策の検討の過程では、本部会議でここにいるメンバーといろいろと議論してきましたが、もうほぼ全体、全員に近い形でご説明しているような考え方だったというふうな状況がでございます。

そういう中で一定の時間がたって、あるいは先ほど来からご指摘いただいているような復興交付金等の取り扱いの状況を見ながらというふうな部分もあるわけでございますけれども、町としてはこれまでとってきた大きな考え方、あるいは支援スキームとの整合というのをやっぱり大事にしながら、安全安心なまちづくりということをまず基本に、この問題について対応していかなくちゃならないだらうというふうに思っております。

前段、ご質問にお答えしたように、これまでの震災復興基金交付金の状況なども検討する中で、この問題も改めて検討はしてみたいというふうには思いますけれども、現段階ではそういうことだというふうなことでご理解を賜りたいなというふうに思います。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。当町の支援スキーム、これに裏表含めて全部まとまってあります。これは去年の9月からスタートして、実際になっています。やはりこのスキームのフロー図を見ても、1種区域・2種区域の中で、もとの場所に居住、震災前の住宅を修繕して居住する人に対しての矢印はないと、何も支援がないというような形では、私は余りにも行政としての中でちょっと厳しいのかなと。もうちょっと温かみを持った支援というのは十分できるし、これは町というか町長初め全体の共通理解の中でやっていけば十分可能な支援策というのは見出されると思います。単に、例えば先ほど言ったような、私ども議会のほうでも危険区域の設定、国土利用の計画、それは大きな流れでは全

部賛成というか、この方向性の中で賛成したきたこの3年半だと思います。そろそろそのスキームを、もちろんその計画に沿って今進んでいるんですが、そこで漏れたという表現はちょっと失礼ですが、そこで支援ができなかった人たちに対しても、何らかの支援というのはすべきだと思います。逆に町長、本部会議含めて、再度そこら辺、政策的な整合性だけではないと私は思うんです、この部分は。そんなことを言ったら合わない点がいっぱい出てくるんですが、町長、リーダーとしてやはりそういう政策的な理詰めとともに、町民を深く思い持ってもらう情念というか、そういう形の中の政策の中の反映の仕方というのは、町民も十分理解し納得すると思いますので、これからの復興交付基金の精査とともに、ぜひ再度検討課題において住んでいる方の支援というのも、支援の額じゃないと思います。町が支援する気持ちがあるかないか、復興の計画に沿ってだけ偏った、偏ったというかそういう考えだけで押し通していいものかどうかというものが逆に問われているのが、今回の一つの支援の考え方だと思いますので、再度考えを検討して、半年後にはまた別な見解を含めて生まれてくることを期待します。

以上で、私の質問を終わります。町長の答弁は、最後の私の思いに対しての考え方だけ、町長に再度求めたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに政治は理詰めだけではなかなか立ち行かないという側面も多々あるわけがございます。町としても、これまで進めてきた施策との整合性と、あるいは限られた財源の配分というようなことでいろいろ苦勞してきたのも事実でございますけれども、議員ご指摘のこの復興交付金の状況なども一つの参考になるのかなというふうに思いますので、その辺の状況も見ながら、先ほどお答えしましたように全体としての復興交付金基金の使われ方、余剰的な部分がどの程度出てくるのか、その辺も十分勘案しながら一つの検討をしてまいりたいというふうに思いますので、どうぞよろしくご理解をいただきたいと思います。

議長（阿部 均君）齋藤慶治君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時05分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）1番青田和夫君の質問を許します。青田和夫君登壇願います。

1番（青田和夫君）はい、議長。それでは、平成26年第3回山元町議会定例会において町長に一般質問をいたします。

齋藤町長におかれては、2期目の就任から数カ月が経過し、町民の負託に応えるべく日々復興業務に当たられますこと、感謝と御礼を申し上げます。

1期目の財政運営に当たられましたは、就任直後に東日本大震災に見舞われましたが、これまで培った人脈やノウハウを最大限に生かし、宮城県で最初となる災害公営住宅の完成やいちご団地の整備など復興が目に見える形で取り組まれてきたところでありますが、今後は新市街地の早期完成など各種復興事業が控えており、まさに正念場、齋藤町長の手腕が期待されるところであります。

私は、これまで職員の評価とそれに基づく昇給など処遇について、たびたび町長の考え方を伺ってまいりました。また、町長の公約や政策を具現化するためには、個々の職員の能力が十分に発揮され、なし遂げられるものであり、いわば職員の努力や頑張った成果が町の復興につながるものと考えているところでもあります。

このことから、次の2点について町長の所見を伺います。

まず1点目、職員の能力や業績評価の把握と適正な人事管理の実施について。

2点目、職員の給与及び昇給、昇格等に関する基準の適切な運用についてを伺います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。青田和夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、職員の人事評価と処遇改善全般についての1点目、職員の能力や業績評価の把握と適正な人事管理の実施についてですが、これまで町では他の多くの地方自治体と同様、組織の安定的な管理運営を前提とする勤務評定、いわゆる年功序列方式によりまして、同程度の勤務年数を有する職員間の相対評価に基づく人事評価が行われてきております。

なお、平成25年第3回山元町議会定例会において、青田議員から、速やかな人事評価制度の導入と同制度に基づく適切な人事管理に関するご質問をいただき、その際、速やかに人事評価制度に向け取り組む旨の回答を申し上げた経緯がございます。

こうした経緯も踏まえ、当初計画段階においては平成26年9月から人事評価制度の再試行を経て、平成27年1月から本格実施を目指して取り組んできたところでありますが、去る5月14日に地方公務員法の一部を改正する法律が交付され、地方自治体に対し人事評価制度による職員の能力及び実績評価に基づく人事管理の徹底を図るための措置が義務化されるとともに、制度の導入期限についても明文化されたところであります。

この地方公務員法の改正に伴う新しい人事評価制度の実施に向けて、現在総務省で地方自治体向けの人事評価に関する制度研究を進めており、近々その成果が示されますことから、我が町においてもこれらの内容等を十分精査検討しながら、引き続き制度導入に向け取り組んでまいります。

なお、改正地方公務員法に基づく新しい人事評価制度の導入は、平成28年4月までに本格的に実施することとされていますが、町としてはこれまでの継続的な取り組みの中で、経営評価者研修等と並行し、能力評価や業績評価に関するそれぞれの試行期間を経た上で、平成27年10月からの本格実施を目指してまいります。

次に、2点目、職員の給与及び昇格・昇給等に関する基準の適切な運用についてですが、町の現状は職員採用と同時に主事として高卒初級、大卒初級、そして大卒上級の各区分でそれぞれ初任給格付を行い、その後の昇給や昇格の際は特別な事情がなければ職員一律、いわゆる横並びでございますけれども、そのように取り扱ひまして、昇任時においてのみ同程度の勤務年数を有する職員間での相対評価によって、課長や班長等のライン職と参事や主幹等のスタッフ職に位置づけがなされております。

こうした旧来方式による人事管理を改める必要性については、議員ご指摘のように能力、実績に基づく人事管理の徹底とあわせ、これに見合う処遇改善を担保することで組織全体の士気高揚と公務能率の向上、ひいては住民サービスの向上に直結するものと理解しているところでもあります。

今後、国から示される地方自治体向けの制度研究報告や国の制度運営の仕組み等を参考にしながら、我が町の実情に応じた制度構築とこれらに係る各種基準の適切な運用に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい、議長。それでは、再質問を行います。

町長は、1年前の9月に開催された平成25年3回定例会で人事評価制度の実施による職員の処遇改善について、「担当部署と相談をし、速やかに本格実施に取り組みたい」と回答されておりますが、その後1年がたちましたが、その後の取り扱い状況について改めてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお話し申し上げましたように、議員から25年にご質問いただいた際に、速やかに取り組むというようなことで、いろいろと本格実施に向けた作業を進めてきたところでございます。具体的な作業の内容につきましては、担当課長のほうから紹介をさせていただきたいというふうに思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。それでは、具体の取り組みについてのお尋ねでございますので、私のほうから概要的な部分を含めて回答させていただきたいというように存じます。

この速やかな実施に向けた本年度に入ってから取り組みでございますが、ご承知のとおり4月に町長選がございまして、この制度実施につきまして、その後改めて取り組みを開始したところでございます。

具体には、導入スケジュールそのものにつきましては、平成27年1月からの本格実施を目途とし、5月、6月の関係につきましては従前の制度についての制度研究を行っていたところでございます。そして、いよいよ8月からこれを試行再開というようなことで予定しておりまして、こういう中で去る5月14日に公務員法が改正されたというようなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい。次にお伺いします。

まだ、1年たっても本格実施していないということに受け取りました。昨年の回答で、町長は処遇改善対策で相談する担当部署とは、副町長や総務課長だろうと思っておりますが、どのような指示があり、具体的にどのような作業を進めたのか、副町長か総務課長にお伺いします。

副町長（門脇克行君）はい、議長。議員の質問にお答えいたします。

あの議会での質問があつてから、我々は議会が終わってから町長含めてその反省会といたしますか、茶話会等でその課題についてしっかりやるようにということで町長のほうから指示を受けているところでございます。この人事評価の関係につきましても、平成22年度に試行を進めようとしていた段階で今回の震災で頓挫をしたという背景があるわけでございます。

それで、議員からの指摘を受けて、その試行の結果も含めて再整理をしてできるだけ早くその作業に入って、関係課と共有しながら進めていこうということで指示はしております。それを受けて総務課のほうで具体的な情報収集を含めて作業を進めていた。なかなか外に見えにくい部分ではございますが、内部で検討していたというふうに理解してございます。

1 番（青田和夫君）はい。まだやっていないからこれからだと、そういうふうに解釈をいたしました。これから早急にやっていただければと。

それでは次に、昇給の取り扱いについて具体的に確認したいと思っております。先ほどの回

答で相対的に基づく人事管理が行われてきていると説明がありました。給与に関する条例の第4条によれば、年1回の昇給時の号俸数は4号俸を標準とするとなっておりますが、昇給時の基準に関する規則の35条では、職員の勤務成績に応じてAからEまでの5段階に評価することとなっております。昇給には最高で8号俸、最低ではゼロ号俸、つまり昇給させないという幅があるようですが、実際の取り扱いはどのようになっているのかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ご質問の件でございますが、ただいま議員ご指摘のとおり昇給区分等につきましてはお話しのとおりでございます。

それで、実際の運用に当たっては、これは適切な評価の中でAランクからEランク、5段階評価の中で取り扱おうと。それで、実際の運用上、人事評価を実施してございませんので、従来方式によって普通は55歳未満の職員であれば4号俸昇給する。そして、55歳以上の職員に当たっては昇給延伸というようなことから2号俸の昇給というようなことで、これは特段の事情のない限り一律に取り扱われている実態でございます。

1番（青田和夫君）はい。確認します。今の総務課長の答弁で、職員の勤務成績などにかかわらず一律に4号俸ずつ昇給させているということで間違いはありませんか。

総務課長（島田忠哉君）はい。回答させていただきます。

特段の事情がない限りの特段の部分につきましては、例えば分限・懲戒処分、こういったものであったり、あとは……（「いいでば、一律にやっているのかと聞いているんだから、やっていないのならやっていない、やっているならやっているでいい。前後、これわかっているからいいです」の声あり）済みません、ちょっとお尋ねの件に注釈をつけ加えさせていただければと思うんですが、その特段の事情というのは分限・懲戒処分であったり、あとは病気休暇によって3カ月以上休みが連続するなんていう場合におきましては、この例によらないと。それ以外の部分については、良好な成績の中で一定期間勤務していただいているという評価の中での取り扱いというふうな次第でございます。

1番（青田和夫君）はい。では、逆にお伺いしますけれども、今病気休暇の話が出ました。例えば、病気休暇とか交通事故などで処分にあった職員については、4号俸の昇給を認めていないと、そのように理解をしましたが、それでよろしいのですか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。こういった部分につきましては、勤務成績率というふうな部分に反映する。そしてまた、その期末手当におけるそういう部分での減額措置であったり、昇給区分においても同じような、言うならば言葉は悪いかもしれませんがペナルティー措置というようなことで、必ずしも一律ではないというようなことでございます。

1番（青田和夫君）はい。一律ではないと。

では、次に伺いますけれども、例えば復興のために頑張っている職員の実績は評価しないで、病気や事故など何らかのトラブルがあった職員は給料は規則に基づいて昇給を抑えるといった取り扱いを行っているから、昨年の定例会で指摘しました。他の自治体との給与の格差が大きくなってきていると思いますが、町長はどう思っているのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員、ちょっと確認させていただきますが、今のお尋ねの中で何か「ひとく」という言葉をお使いになりましたか。何かその事実関係を「ひとく」と。

（「規則」の声あり）何かそういう事実があるということなんでしょうか。（「一応、

聞いた話ですけれどもね、回り回って」の声あり) そういうことを前提にお話しすると
なると、ちょっと私もいろいろと確認せざるを得ませんので、軽々にお答えはできかね
ます。(「いいです」の声あり) 少なくともそういう事実を隠して昇給等なり、あるいは
ボーナス等に云々かんぬんというふうな事実は、私は承知しておりません。

1 番 (青田和夫君) はい。では、次にお伺いします。

例えば昇給等の基準に関する規則の37条では、公務のため顕著な功労があったこと
により表彰または顕彰を受けた場合に、特別昇給させることになっております。毎年、
永年勤続で表彰を受ける職員もおりますし、母子福祉の功績などで全国の表彰を受けて
広報やまもとでも紹介された職員もございましたが、どのような取り扱いをされているの
かお伺いします。

総務課長 (島田忠哉君) はい、議長。ただいまのご質問でございますが、確かに昇給に関する取り
扱いの中で、個別の取り扱いの事例としてご指摘の区分がございます。

しかし、実態の運用に当たりましては、これによって特別昇給をさせるというふうな
ことは現在のところ取り扱われていないという実態がございまして、そういうふうなこ
とも踏まえまして、やる気のある職員をとということについては議員さんのご指摘の人事
評価の導入によって、これを的確に反映させることによって、やる気を、士気の高揚を
図るというようなことで、その導入に向けて取り組んでおるところでございます。

1 番 (青田和夫君) はい。じゃあ今はやっていないと、そういうふうに解釈しました。37条の
中で、「困難な勤務条件等の職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことが
表彰又は顕彰を受けた場合その日から何かに」という話が出てあります。これをちょっ
と解釈して出たのかどうか今伺ったわけです。

では、次に移ります。

次に、町長は1年前の議会で「信賞必罰的な人事管理にかえる必要がある」とも答
えておりますが、町の復興に向けて必死に頑張っている職員などの業績について評価す
ることなく、多くの課題を抱えて精神的に病んでしまった職員や、何らかのミスをしてし
まった職員だけを条例や規則に基づいて冷遇するような現在のやり方では、職員が委縮
してしまったり士気が低下してしまうと思いますが、町長の考えを伺います。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。以前にも議員からお尋ねの際に私なりの人事評価、組織管理のあり方
をお話をさせていただきました。基本は議員ご指摘のように、欲を持って、そしてまた
しっかりと結果を出している職員、またそうでない職員、そこは一定程度といいますか、
相乗上メリハリをつけるべきだということも、私も長い間の公務員生活の中で自分自身も
そういうふうな経験なり思いをしながら今この立場にあるということでございますので、
いち早く導入すべきだという考え、基本的な考えに変わりはありません。

残念ながら、議員ご指摘のように、今大変なこの復興業務、あるいは今まで経験した
ことのない質の高い業務対応も求められておまして、職員は大変苦勞していると。そ
の苦勞に少しでも報いるような形の人事評価なり組織管理をしなくちゃならないという
思いでいっぱいでございます。

ただ、総務課長が申しましたように、組織として今まで勤務評価、年功序列方式をか
たく守ってきた組織でもございます。なかなか一定の基準を設けて運用しませんと、こ
れはまたいろんな問題も発生しかねないという部分もございまして、なかなか苦しいと
ころがございます。そういう中でいち早くというふうなことで、私は就任当初からの対

応もしてきたつもりですし、前にお答えしたようにできれば来年1月からというふうな思いで取り組んできたといふような状況でございますけれども、事情の変更というようなことで、国のほうの新たな義務化ということもにらみながら、若干当初より10カ月ほどおくれる形になるわけでございますけれども、本格実施に向けて今制度を構築しつつあるというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。

1 番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。それでは早急に人事評価の取り組みを要望しておきます。

次に、職務給について伺います。給与条例や規則によると、1・2級が主事・技師、3級が主査・主幹、そして班長も3級になっております。課長は5級ですが、課長の次に責任と負担が多い班長が班員と同じ3級となっているのはどのような扱いになっているのか伺います。

それで、ここでなっていると。5年以上の班長は4級になっていると。そうじゃなくて私の聞きたいのは、班長に3年目または2年しかないと、そういう人たちも4級に昇格してもいいのではないのかということでお伺いしています。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますが、現在の仕組みの中で昇給、昇格、昇任、こういった部分については規則の中でその基準が運用されているというようなことでございます。それで、これによって世代間の一定のバランスが保たれてきているというのが現在の人事制度でございます。

そうした中で、恐縮でございますが一例を申し上げますと、主査、これは1級でございます。同じ1級であっても、やっぱり号俸で格差がついている。さらに2級、これは主事でございますが、同じ1級・2級の主査・主事、こういった部分が3級になって初めて、班長クラスですね、主査、班長クラスになってくる。その中で一定経験年数を積まないと、その一定分野だけ能力が非常に高いといっても、求められる職員像としては総合的な能力が求められるというふうなことでございまして、したがってその部署だけで一側面で単年度で成績を上げたからという部分を、将来的に担保するような形の特別な扱いというふうな部分については、いささかなじまないのではないのかという側面を有しております。したがって、一定の在級年数というふうなものを担保する中で、個々の評価判断で相対評価というような形で言わせていただきますが、ラインとスタッフにそれぞれ位置づけされているというふうなことでございますので、現行のシステム上このような形にならざるを得ないという部分についてはご理解を賜りたいというように存じます。

1 番（青田和夫君）はい。要するに、経験を踏まなければ5年間はだめだよと。2年でも3年でも班長になっても、4級には上がらないと、そのような解釈でいいんですか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。現行制度上はそのようになっております。そして、これは地方自治体の給与制度の中で同様の取り扱いになっておりまして、違うのは、例えば山元町であれば6級制をしいております。それで、大きな市になると8級制とかというようなことになりますので、そこに同じ在職年数で取り扱っていった場合には8級にする意味がないというようなことにもなります。したがって、こういう自治体と小さな自治体でのその在職年数の違い、これは給与制度であったり職階制の違い、こういった部分に起因するものでございます。したがって、現行制度上はこのような形になっているというふうなことでございます。

1 番（青田和夫君）はい。どうも理解できないんですよね。要するに、責任だけをおっつけられて全然上がらない。制度的なものはわかりますけれども、その人たちだって精いっぱいやっているし、では体を壊したら誰が補償してくれんだと、そうなると思うんですよ。ですから、そのところはこういう形でやったほうがいいんじゃないですかということ俺は言っているだけで、だめだとは言っていないですよ。わかりました、いいです。次に行きます。

次に、復興に向けて業務が多くなっている今こそ、今お話ししました班長、課のナンバー 2 として精神的な負担や責任が重い班長を早く 4 級に昇任させるとか、その業績を評価して給料に反映するなど処遇を行うべきだと思いますがいかがか、考え方を伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からお答えしている部分とリンクするんですが、その部分だけを捉えてまた個別に扱うというのは、今の山元町の制度運用の中では不可能だということでございます。山元町というよりはこういう町のといいますか、自治体の人事管理なり給与、昇給の考え方というのを調べて、各自治体基本的に共通しているというようなことでございます。足らざるところは早くご指摘の人事評価制度を取り入れる中で少しでもよくなる、業績を上げた方が報われるようにしていかなくちやならないというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。次、同等なんですけれども、課長の処遇も配慮が必要だと思います。課長になると自動的に 5 級になり、管理職手当も支給されず時間外手当がなくなって、逆に給料が減ってしまうことがあると聞きますが、どのような現状にあるのかを伺います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。お尋ねの件でございますが、班長から課長になるには班長を 5 年以上というようなことが必要になって、そこで初めて課長職になります。それで、管理職になりますと超過勤務は当然に支給されないと。よって、班長クラスで超過勤務をいただいて総体の年収で比較するというようなことになりますと、確かに現在の課長職については月額管理職手当で補填される程度でございますので、押しなべて総収入額といいますか、そういった部分については落ちているのは事実でございます。

しかしながら、これは管理職とスタッフ職の違いというような部分もございます。それで、これで処遇を考えるというふうなことになりますと、給与そのものの取り扱いよりはむしろ手当、管理職手当、こういった部分での支給割合を高めていくというようなことが手法だろうというふうに思いますが、しかし我が町におきましては、総体の人件費抑制に取り組んできた中で今日があるというふうなことも鑑みますと、その辺の取り扱いについては慎重に考える必要があるのではないかとこのように受けとめております。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。わかりました。できるだけ精査して、努力に報われるようにやっていただきたい。要望します。

次に、最後に、町長が早急に実施しない理由として説明がありました。去る 5 月 14 日に公布された地方公務員法の一部を改正する法律で、人事評価制度による職員の能力及び実績評価に基づく人事管理の徹底を図るための措置が義務化されるというのは、我が町のように人事評価に関する条例や規則が整っているにもかかわらず、それを実行していない自治体があるからだと思います。復興に向けた業務が集中し、職員の負担や責

任が増大している今だからこそ、条例や規則に定められている人事評価制度を早急に実施し、職員の処遇改善をするべきだと思いますが、町長の考えを伺います。そして、答弁を受けて、私の質問を終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のとおりでございます。今のこの人事なり組織のありようというのは、平常時の状態の中で運用されてきたものでございまして、まさに未曾有の大災害からの復旧復興に当たっている職員の相当なご苦勞というようなことを考えれば、私はやはり状況に応じたという部分もあってしかるべきだろうというふうに思います。特に管理職にありましては、先ほど総務課長が申し上げたような基本的な部分があるわけでございますけれども、県なり他の自治体では管理職の方に一定の特殊な勤務を要した日については、管理職とは別な形での手当というふうなことも措置されているところもでございます。やはりそういうことなども一つの参考にしながら運用していてもいいんじゃないかというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、断片的な形でというふうな対応もちょっと難しいところもございまして、できれば冒頭申し上げました国からの導入の義務化、これと時期を合わせる。そしてまた、これまでの経緯を踏まえながら少しでも前倒しで実施できるような、そういう取り組みが必要だと思っておりますので、もう少しお時間をおかりする中でメリハリのある人事、組織管理をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（阿部 均君）1番青田和夫君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。2014年度第3回議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を初め今後のまちづくり、とりわけ復旧復興にかかわることなど町政全般にわたる一般質問を行い、町長の所見をお伺いするものであります。

1件目は、新市街地整備事業の現状と今後の対応についてであります。

新市街地整備事業の進捗について、町長の提案説明では「一日も早い戸建て住宅や災害公営住宅の入居実現に向け、共同企業体と連携を密にし、スピード感を持って取り組んでいく。また、3市街地における戸建て住宅用地の分譲と災害公営住宅の入居、合わせて694戸の公募を一斉に行うなど、被災者の方々を初め多くの皆さんに復興の歩みが肌で感じとっていただける段階まで進んでいると受けとめています」として、進捗の状況を強調しております。

一方で、事業が進む中で一部マスコミにも報じられるように、問題、課題も生まれ、将来に懸念を示しております。町の将来への不安をなくすため諸問題を精査し、見直しも考えられるが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、土地収用の対応に問題はないかであります。

2点目、宅地分譲、災害公営住宅の申し込み状況をどう見るか。また、その対策はに

ついてであります。

3点目は、道合地区の今後の事業計画の取り組みに問題はないかについてであります。

4点目、商業施設用地の対応は十分か、この4点についてお伺いいたします。

2件目の質問は、災害危険区域の見通しと区域住民の暮らしと安全性の確保についてであります。

浜通り、とりわけ第1種災害危険区域で現地再建を決断した方々は、生まれ育った地域を愛し、またそれぞれの事情の中で生活再建をスタートしたと思われませんが、町からの支援はほとんどなく、安全の保障も確保されず、将来に不安を抱えたままの状況に置かれております。これらの地域に居住している方々が将来にわたって安心して暮らせるよう、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、各種支援の現状についてであります。

2点目は、県道移設のルート変更で、住んでおられる方の安全安心を確保すべきではないかという質問であります。

3点目は、牛橋地区第3踏切、その後についてであります。この件につきましては、この間の質問の中でも取り上げられておりますが、改めて私のほうからも質問させていただきます。

4点目は、災害危険区域設定の見直しをそろそろしてもいいのではないかという質問であります。

以上、2件にわたっての質問であります。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、新市街地整備事業の現状と今後の対応についての1点目、土地収用の対応に問題はないかについてですが、収用裁決申請に至るまでに、土地所有者とは任意買収に向けて誠意を持って協議を重ねてまいりましたが、事業へのご理解をいただくことができないため、やむを得ず申請を行ったものであります。現在、県収用委員会において審理開始に向け手続を行っており、今後裁決手続開始の決定通知や登記簿への開始決定登記を経て、収用委員会審議が開催されます。申請からおおむね6カ月後に権利取得及び明け渡しの裁決がなされた後、相手方への補償金の支払いもしくは供託を行い、所有権移転登記を経て工事着手となりますが、新市街地の工事に極力影響を及ぼさないよう対応してまいります。

次に、2点目、宅地分譲、災害公営住宅の申し込み状況を踏まえた対策についてですが、町ではこれまでに集団移転による分譲宅地、災害公営住宅の整備戸数を確定するために3度の意向確認を適時行っており、その結果を踏まえて今回の募集を行っております。

この意向確認の内容としましては、第1回目を平成24年1月から2月にかけて防災集団移転促進事業と災害公営住宅建設事業の計画策定及び復興交付金事業の申請のために実施しております。第2回目を平成24年7月に、新山下駅周辺地区と新坂元駅周辺地区の当初の都市計画決定に必要な事業フレーム、事業区域の決定を行うために実施しております。第3回目は、昨年7月から8月にかけて県から追加で配分のあった震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分による町独自の住宅再建支援制度の大幅な拡充等による意向変更を反映し、また新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区の造成設計

に反映可能な最終期限における整備戸数を把握するために実施しております。

このように、町では適切な事業規模となるように適時意向確認を行ってきているところであり、今回最終意向確認で新市街地を希望された全員の皆様からお申し込みいただけるものと考えておりましたが、結果としては募集戸数に達していない宅地分譲の数が116件、災害公営住宅が63件の計179件となっております。

今回の募集において、申し込みを辞退された方の理由として、ご家族と一緒に暮らすことになったため、あるいは特別養護老人ホームに入所中であるためなどの記載内容から、空き宅地、空き住宅が生じているのは個々の事情により意向の変更があったことが大きいものと考えております。

こうした状況を受けて、町としては今回申し込みいただけなかった方やまだ意向を表明していない約160世帯の潜在需要が見込まれますことから、この方々が今後のお住まいをどのように考えているかを具体的に把握した上で、再募集などの対策を講じてまいりたいと考えております。

また、災害公営住宅の戸数については、必要性の低い災害公営住宅の建設は控えるべきとの国土交通省からの指導を踏まえて、申し込みの少ない新山下駅周辺地区については意向調査で必要戸数の確認ができるまでは一旦一部区画の申し込みを制限してまいります。これらの対策を通じ、空き住宅が生じないよう努力してまいります。

次に、3点目、道合地区の取り組みに問題はないかについてですが、新坂元駅周辺地区の整備に関しましては、昨年9月の最終意向調査結果により希望戸数を確定し、移転希望者の住宅用地及びまちづくり協議会からの提言や地域の声を踏まえ、必要な公共公益的施設用地を確保した結果、坂元川南側の市街地整備区域のみでは用地が不足することから、坂元川北側においても市街地造成が必要となったところでございます。

また、この道合地区の取り組みは、喫緊の課題となっている排水問題も町の負担の少ない方法で実施することで、当地区にとって重要な課題を同時にかつ早急に解決できるものであります。

8月19日現在の公募状況において、新坂元駅周辺地区は分譲用地13件、災害公営住宅5件の空き区画が生じておりますが、10月には最終意向を変更した人の申し込みが控えており、また申し込みをされていない方や意向を表明していないといった全体で約160件の潜在需要が見込まれております。今後は、こうした方々の意向を確認しながら、あきが生じないよう対策を講じることとしておりますことから、新坂元駅周辺地区の市街地整備は計画どおり進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、商業施設用地の対応についてですが、新市街地の商業施設用地は商業機能を集積し、にぎわいのある駅前空間を形成することによって、新市街地に移転する方のみならず、全ての町民の利便性を向上し、快適な生活を送っていただくことを目的に計画しております。商業用大区画用地については、計画段階から事業者より問い合わせをいただいております、その際出店形態や規模、敷地面積の聞き取りを行いましたところ、約1ヘクタールの希望をいただき、その意向を踏まえ敷地規模を計画しております。

事業者誘致に当たっては、商業施設用地に税制上の優遇措置が受けられる復興産業集積区域を設定し出店を促すとともに、事業者から事業提案をいただき選定する公募方式を採用することで、民間の活力とノウハウを十分に生かした商業施設を誘致したいと考えております。

また、事業用定期借地権を活用した借地を検討しており、固定資産税相当額での借地料とすることで事業者の負担を軽減するとともに、長期的な営業を確保するため、借地期間については20年以上の借地を公募の条件としたいと考えております。町といたしましては、より魅力的で集客力の高い商業施設を誘致すべく努力してまいります。

次に、大綱第2、災害危険区域の見直しと区域住民の暮らしと安全性の確保についての1点目、第1種災害危険区域で現地再建をされる方への各種支援の現状についてですが、現在の支援としては被災者生活再建支援制度において、居住していた住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金があり、加算支援金については世帯構成に応じて補修にも適用できるものであります。

なお、震災復興基金交付金を用いた町独自の津波被災住宅再建支援制度につきましては、齋藤慶治議員の質問でもお答えしましたとおり、第1種災害危険区域は津波の危険性が著しく高い地域であり、町では当該区域にお住まいであった方に、より安全な地域へ移転してもらいたいと考えておりますことから、当該区域で現地再建される方は移転費の補助や住宅建築等に係る利子相当分の補助または実費補助といった支援の対象はしていないところであります。

次に、2点目、県道移設のルート変更についてですが、県道相馬亘理線については既に計画説明会を終え、設計が完了し、現在用地測量を実施しているところであり、年明けには用地説明会を開催する予定となっております。その後、用地買収、年度末には工事に着手する予定であります。また、県道相馬亘理線のルートは、これまでも議会において説明しておりますとおり、幹線道路としての線形、海岸からの距離等、道路の機能と安全性を総合的に考え決定されたものであり、議会にご承認いただいた震災復興計画及び国土利用計画にも現計画のルートが記載され、また昨年8月に議会に対して提出された同内容の請願については不採択とされております。

こうしたことから、町といたしましては県道のルート変更を県に要請する考えはありませんが、第1種災害危険区域内で現地再建される方々の不安を解消するためにも、避難路や防災公園の早期整備に努めていくとともに、防潮堤の陸側に盛り土し植樹することで防災機能を高める緑の防潮堤についても今後国と協議及び調整を進めていきたいと考えております。

また一方では、ソフト対策として安全でスムーズな避難のあり方を地域住民の方々とともに確立していくなど、住民の安全安心の確保にも努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、牛橋地区第3踏切についてですが、昨日岩佐哲也議員のご質問にもお答えしているところでありますが、従来の地域コミュニティーを維持するため、JR常磐線を横断できる機能を確保するとともに、浜吉田方面への利便性を確保するため、JR常磐線東側の道路整備などを含め、関係機関との調整に鋭意努力しているところであります。今後、計画がまとまり次第、説明会を実施し、地区住民の方々にご理解いただけるよう努め、平成29年春の常磐線供用に合わせて工事を完了したいと考えております。

次に、4点目、災害危険区域設定の見直しについてですが、この件はこれまでも機会を捉えてお答えしておりますが、町としましては防潮堤、防災公園、二線堤の機能を持つ県道相馬亘理線のかさ上げ工事など、津波多重防御施設工事が完成した段階で津波シ

ミュレーションを行い、その効果を検証し安全性を確認できた時点において、区域の見直しを検討したいと考えております。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。2 件目のほうから確認したいと思います。災害区域の見直し、地域暮らしの安全性を確保という件についてお伺いたします。

まず、この 1 点目の各種支援の現状についてであります。この件につきましては先ほどの質問の中で答弁をいただいている点もでございますが、改めて確認させていただきます。この地域への支援はほとんどないということは、先ほどの答弁の中でも確認されたところではありますが、あわせて町長は安全性の確保等々の中で居住は認めているということではありますが、居住を認めていることに対する町の責任、それらの関係をどう受けとめたらいいのかお伺いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。1 種区域内に建築再建を認めているということでございますけれども、今の法制度上、新たに住宅を新築するというふうな方への規制は可能でございますけれども、補修でもって住んでいる方についてまでの制限は制度上難しいというふうなことがございますので、積極的に認めるというようなことではなくて、制度上やむを得ない形だと。町としては、より安全安心な場所に防災集団移転制度をぜひ活用していただいて、皆さんと同様に移り住んでいただければありがたいなというふうなところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の議論はもうこの場で何回もそれぞれのところでやられ交わされていると思いますので、その辺の確認はいいんですが、いずれといいますか、結果として現在その認められた範囲で居住されている方がいるという現実もあります。この間の議論の中でも、先ほども出ましたが、山元町民であるということもまた現実であります。であるならば、当然町の責任として、やはりそれらの方々が住みやすい条件、状況、環境の中で将来の生活を送るということは当然彼らの権利でもあるかと思われま。その辺についてお伺いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的には議員ご指摘のとおりかなというふうに思います。

ただ、町全体の安全安心なまちづくりの方向性と、あるいはまた齋藤慶治議員にもお答えしましたとおり、そういう集団移転を制度として支援する措置もあるわけでございますので、ぜひそういうものを十分活用を考慮していただいて、できるだけ町の進める方向も理解していただいて、町全体として少しでも安全性が向上できるような、そういう取り組みができればなというふうに思うところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しては、また次のところでも改めて確認させていただくということで、先ほども出ました彼らに対する住民税、あるいは固定資産税の今後の対応はどうか、どう考えているのか。その免除の期間が外れた後の話なんですが、お伺いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今の津波浸水区域における税制上の取り扱い、これについては復興の状況を見据えて段階的に本来の形に戻すというふうな基本的な考えがございますので、そういうふうな流れに沿ってこの取り扱いをしていくというふうなことになるかと思。います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。将来的には当たり前のように税金はいただくというお考えのよう。ですが、100パーセントこの地域の方々は保障されていない部分があるんですね。その辺を考えたときに、住民税だけは周りと同様に同等に受け取るというお考えでいい

のかどうか確認いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的には、より普通の状況に戻れば、その状況に応じて税についても取り扱うことが基本になろうかというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。十分なお世話をしていないけれども、金だけはいただくというふうに受けとめました。本当に冷たいねということなんです。

あと、町長、確認なんですけど、仮設から引っ越しているんなところにとった場合に、あの6点セットのほかに各種備品、大きなもので言えばエアコン等々が無料提供されるということになったわけですが、その際に工事費についてもその助成の対象でその助成を受けているという話を聞いたんですが、この地区の人たちはそれをいただいていると、約3万円くらいという話ですか、それは事実かどうかお伺いいたします。

被災者支援室長（佐藤浩二君）はい、議長。ただいまのご質問にお答え申し上げます。（「事実かどうか、町長が知っているかと聞いたの。町長の認識を伺っているんだけど。知らないんだったら、知らないでいいんだよ」の声あり）失礼いたしました。

議 長（阿部 均君） はい、わかりました。町長、認識を。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。そこまでの内容は承知しておりません。

被災者支援室長（佐藤浩二君）はい、議長。備品の関係につきましては、4月1日からというふうなことで、全体的には津波基金のほうでの支援の移転費の中に含めて支援をするというふうになっております。ただし、先ほど来から出ておりますいわゆる移転促進地域に戻られる方というふうな方につきましては、移転費補助の対象外というふうになっておりますので、それに関する費用というふうなものについての支出ということはありません。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今言ったのが事実だということなんですけど、このことについて町長はどう思われますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。制度的な内容、ちょっとすぐに出てきませんが、今室長が言いましたように、移転促進区域というふうな区域に設定されている中での物事の整合性というふうなものをとるというふうな一定の考えのもとに、そういうふうになっている部分があるのかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今後、改める考えはありませんか。といいますか、余りにも、これもだめ、あれもで、とにかくそこに住んだ人は何もさせてもらえないと。しかしながら、住民税は普通に取られる、固定資産税も取られると、そういう現状がだんだんもうなりつつあると、なっているんですね。それについては、あといろいろ出てくるから、次どこかで……。そういう状況にあります。非常に冷たいなというのがここでも示されたわけでありまして。

次に、県道移設のルート変更についてであります。現在、何世帯住んでいるか、町長ご存じですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私の記憶が古いかもしれませんが、ある時期までの記憶ですと18世帯というふうに理解しております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今現在、そのとおりです。十分状況はつかんでいるなということとは確認させていただきました。

じゃあ、なぜここに住むようになったのか、あるいは住まざるを得なくなったのかということについては、どのような理解をお持ちかお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど齋藤慶治議員にもお答えしましたとおり、それぞれの世帯の事情、あるいは残った家屋に対する思い、いろいろさまざまだろうというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことなんですよ。危険とわかっていながら、しかしながら好んで住もうとしたわけでもないですね。今言ったようにそれぞれの事情、とりわけ財政的な事情が大きいというふうなことを何人かの方々から受けました。あそこに残ったというのは、それだけ頑丈な家といたしますか、新しい家とか、そういったところが比較的残った。それから、ずっと海岸から当然遠く離れているということも遠因としてあるかとは思いますが、そうした方々は、やはりもったいないというか、金も資金計画もなかなか立てられない。そうすると、新しいところに住むのも財政的に困難だという方々が、危険だとは知っておりながら住まざるを得ないということで住んでいるんです。何も好き勝手に住んでいるんじゃないんですよ。何か先ほどからの話を聞くと、勝手にお前たちが危険なとこに住んでいるんだべというようなのが伝わってくるんですが、そういう実情をどう見ますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。遠藤さんは、一方的にそういうふうに受けとめられるというふうなことであれば、それはもう見解の相違以外何物でもないのじゃないかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう考えですから、今からの質問もありまして、こういった移ることのできない人たちの対策は考えたことがありますか、これまで。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、町としては、より安全安心なまちづくりをしたいというふうなことで、いろいろと議会なり町民の皆さんと相談をしながら、危険区域の設定というふうなことで、基本的な土地利用の規制なり、あるいは住宅再建の規制というふうなものをさせてきていただいているというふうなことでございます。私は、町民全体の、町全体の安全安心を少しでも、今回を教訓にしてやらなくちゃならないだろうと。（「3種区域だけだべ」の声あり）内陸、残って再建されている方のお宅以外にも、より内陸のほうでも流出全壊というふうな方々もいらっしゃるわけでございます。（「その地域の人のことを考えたかどうかということを知っているんです」の声あり）ですから、そういうことをトータルで考えた場合には、町としてはより安全安心な場所に、いろいろご苦労はおありだというふうに思いますけれども、移っていただければありがたいというのが基本的なスタンスでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今その危険区域の話が出たのであれなんです、もうそろそろこれ、危険区域というのをシミュレーションであれするというのもちょっと理解できないところなんだけれども、もうこういう第一線堤ができる、第二線堤ができる、何ができる、防災緑地ができるという想定の中で、シミュレーションとは多分そういうことだと思っただけけれども、そういうことを町が計画しているそのレベルでシミュレーションしたときにどうなのかという調査についてはしたことがありますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。それらにつきましては、今後、これまでもお答えしてきたとおり、一定の状況を確認した中でそういうこともやっていきたいと、やらなければならないというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。「今後」と、何でも「今後、今後」で、今まで「やります、やります」と、やっていることがほとんどないというのもまたあれだから、ないのが多々見られる。それは一つ一つ確認、言えといたら言えるけれども、それはおいておいて。

これまして、本当に安全安心確保、こういった苦しんでいる人たちを目の前にして、その人たちの一日も早く解くと、そういう不安、懸念をね。とするならば、もう既にしているもおかしくはない事業、取り組みだと思えますということを指摘しておいて、その県道移設について。これまでも見解が出ていたんですが、その前にそのルートを決めるときに、住民の意向は確認されましたか、この地域の人たちに。

町長（齋藤俊夫君）はい。この県道移設のルート変更につきましては、今のお尋ね部分ございませけれども、一定の議会なり（「議会でなく、住民に」の声あり）やりとりを踏まえて、一定の方向性が出てきた案件でございますので、私はそれ以上のお答えは控えさせていただきますというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。答弁拒否ですか。答えられないということですね。住民の意向を、これまでですよ、これまでのルートを決める際に、住民の意向は確認されたかという質問なんですよ。やってきたことなんですよ。答弁できないということなんですね。ということが確認されました。

では、改めてお伺いします。現在のルートを決めたのは、県か町かというのがこの間も議論の中になりました。この件についてどうですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。たしかその辺の点も含めて、いろいろとこれまでの議論をし、あるいは請願についてもそういうふうなことで不採択となった経緯があると、そういうふうに理解しております。（「県で決めたのか、町で決めたのかということを知っています。町長、答えていない」の声あり）

議長（阿部 均君） 県で決定したのか、町で決定したのか、明確に答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、今までの議論の中で、そういうふうなことを踏まえて議論をされて、この不採択につながっているものというふうに理解しております。（「採択のことを知っているんじゃない。答えていないです。県か町か、県ですか、町ですかということ。議長わかるっちゃ。何を聞いたかどうか」の声あり）

議長（阿部 均君） はい、わかります。（「そのように指示して」の声あり）ただいまの6番遠藤龍之君の質問は、県道のルートについて、県で決定したのか町で決定したのかという質問でございます。明確な答弁を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい。これについては、事業主体は基本的に県でございます。地元の意向も踏まえて、県のほうで先ほどお答えしたような幹線道としての線形、海岸からの距離、道路の機能と安全性を総合的に考え決定されたというふうなものでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にそういうことでいいんですか。私、県の道路課に聞いてみました。この件について。県の見解としては、「町の計画決定をもとに決められた」と。「町の計画決定に当たっては住民の意向確認が行われた」と、ほいなが県では思っていたと。そして、町の計画案の決定になったから、それで県はそういうものだ。県が決定したものではないという見解なんですが、その事実としてはどう受けとめますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。もちろん町のほうでの復興まちづくりというふうなことも、県としても相当程度踏まえた中での決定ということになろうかというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。「踏まえた」じゃなくて、これまでの議論の中では、さっき議論のことを言ったけれども、町がそういう要望をしたのかどうなのかという議論もありました。そのときに町長は「県で決められたものだから」というような態度で、町の意向は今回のそのルート決定に至っては町のあれはないんだというようなことをこれまで

説明してきたんですよ。それで今確認しているんです。これは県で決定したことなのね。これは後、県にさらに確認すればいいんですけども、そしてその間県に対してこういった要望は一切していないと。今後もするつもりはないという、そういう町の姿勢、態度、これはここで確認されました。しかしながら、この件についてはこれまでの事実もさらに確認しながら、さらに求めていきたいというふうに思います。

次に、第3踏切の件についてなんですが、これについても先日の同僚議員の質問の中である程度確認されたところなんですが、1つ確認されないのは、ちょっとその書面で要望するということを明確に言って、あれから1年以上たつんですかね、1年もたたないのか。半年たつわけですが、きのうのあれでは書面では対応していないということなんですが、書面で対応すると言っておきながら対応しない、その理由は何ですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。きのうは岩佐哲也議員にお話ししましたとおり、具体的に検討の俎上に上がるということが大事でございますので、そういうふうな状況をつくっているというようなことを踏まえて、そういう対応をさせてもらっているというようなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。書面での対応が大切だとわざわざ言っているんですよ、JRのほうからね。そうすれば対応が可能だと、あるいはするとかね。それで、気持ち的にも違うと思うんです、JRのほうでも。書面で正式にやられるのと、口頭でお願いします、やってけさいよとかという、口頭で言うと跡が残らないからね。どこまでやってけさんやと言っているのかというのも伝わってこないんです。それを文書、書面でやれば、我々もわかるんです。ああ、町長一生懸命頑張っているなというふうにもなるんですよ、書面でやるとね。我々の場合だってそうだと思うんですけども。

しかしながら、この件については地域住民の要望の応える形で対応するというふうな受けとめ方でいいんですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。そのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。では、そういうことで積極的に対応していただきます。とりあえずこの部分は終わって、また戻るかもわかりませんが、1件目の新市街地整備への今後の対応についてお伺いいたします。

1点目の土地収用の対応についてなんですが、県はこの土地収用の申請手続をした例はこれまでなかったというようなことをお話ししているんですが、この点についてなぜこれまでなかったのかという点について、もしお考えがあればお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には、そういうふうな状況が、必要性がなかったというふうなことだろうというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その程度の認識でいいのかどうかというのは、非常に疑問に残りますが、これはそれほど重要な問題であると。多くの方面にこの問題を広げるといいですか、迷惑をかけるといいですか、もろもろの問題があつて多分にされてこなかったのではないか。これも私の憶測ですから、それはここで置いて。しかしながら、これはびっくりするような話だということだけは確かではないかと思えます。

それで、そういう中で、この地権者は応じない一番の理由は、計画を進める町への不信感だとしておりますが、この点についてどう思われますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、この案件については、ご指摘のような収用裁決に向けて、あるいは一方で前にもお話ししましたとおり、できるだけ任意の形でも話し合いの機会があ

ればという部分も含めての対応でございますので、そういうふうな状況の中でのこの案件の取り扱いでございますので、余りここでいろいろとお話しするのは極力控えさせてもらえればありがたいなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これからというか、過去形でいいんですが、不信感、信頼関係がなかったということだと思んですが、信頼を得る努力はなされましたか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この案件については、これまでも委員会なりこの場でも多少やりとりさせてもらった経緯があるかというふうに思いますが、町としては地権者の方々の疑問な点、文書等でもたびたびご説明、回答を申し上げてきております。そういうような中で、なかなか町の復興まちづくりあるいはこのルートの設定の考え方等々が、残念ながら理解されるまでに至っていないというふうな経緯がございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。町長は回答の中で誠意を持って協議を重ねて、今もそのような内容のお話をしておられました、この誠意を持ってというのは何が、どういうことが誠意を持ってということになるのかなというふうに思うわけですが、わかりやすく言いますとこの間のいろんな議論の中で、町長はこの件に関して交渉は1回だけというふうな話を事前にもされたかと思うんですが、それは事実ですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答えするのは結構でございますけれども、（「1回だけですかと、回数だけですかと聞いている」の声あり）前にこういう場をお話をさせてもらっています。岩佐 豊議員のたしかご質問にもお答えをこの場でしっかりとさせてもらっているはずでございます。そのとおりでございます。ですから、（「1回だけということね」の声あり）答えないわけございませんので、今までのいろんな経緯も十分ご理解の上お願いできればありがたいなと。そしてまた、そのいろんな交渉をする中で、回数の問題もあろうかというふうに思いますけれども、やはり全体の流れの中でこういう形でどこでどういう形の話、交渉を進めればいいのかというようなことが、全体のことを考えながらいろいろとやらせてもらっておりますので、どうぞ回数だけの問題でないというようなことご理解いただければありがたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう話を聞くと、回数だけの問題ではないと言うなら、では何がどう問題あるんですか。何を、全体のうちのその回数だけというのは1パーセントだけのものなのか、5パーセントだけのものなのか、その辺がいつも答えとして常に抽象的なことで煙に巻くというか、今の何回かというだけの話。それでいて、そして誠意を持って。じゃあ誠意を持った内容というのはどういう内容なのかとかね。そういうのがないからこういうふうになったんでしょということ、まず前提にあるんですよ。あって聞いているんです。今の答えでも、そういう意味ではそんな程度なのか。本当に全体を考えるならば、これからはもっと大事なんですからね。本当に誠意を持ってやらないと、本当にどうなるかということになるんです。今ので町の姿勢、町長の姿勢は確認できました。

この問題が解決されるまで、じゃあその全体のいろいろな対策をとった上で、解決されるまでどのくらいの日程、日数が必要と考えていますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほども1回目の質問でお答えさせてもらったとおりでございます。おおむね6か月ぐらいというふうなことになるかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。それで本当に全体の問題を、本当に調査、精査、分析しているんですか。それは町のスケジュールでしょう。おおむね6か月なら6か月かかると。そ

して、その後1か月で最終的に決まると。決まったら、その後町の思いどおりの事業が進められると思っているんですか。確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これからの動きというような部分、それは多少想定される部分もないわけではございませんけれども、基本的にはこういうスケジュールで進むものというふうに理解しております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして町の思いどおりにならなかった場合は、その辺の対策はどう考えているんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としても初めてのケースでもございますので、先ほど言ったようにいろんな途中での想定される部分もあるかもしれません。例えば、その取り消しの訴訟とか、執行停止の申し立て等々というような部分はあるかもしれませんが、その場合でも裁決の効力なり手続の続行は原則として妨げられないというふうに受けとめておりますので、工事などへの影響は少ないものにと、でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。本当にそれでいいんですか。もう6か月までが、県で認めてもらえれば、可にされれば、相手がどうあろうとも手をつけられると。今の辺野古の問題、辺野古の基地ですね、というふうに考えているんですか。確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどのお尋ねの中にもございましたが、これまで確かにこういうケースはほとんど県全体として少なかったと、ないに等しいというふうな状況がございますけれども、それは平時の中での収用法の取り扱いでございます。今、議会の皆さんも含めて町民の皆さんが、一日も早い復興というふうなことで新市街地の整備、あるいはJR常磐線の運転再開を待ち望んでいるわけでございます。そういう状況を見据えた中で、私は全体の福祉というふうなものとの兼ね合いから、これは賢明な判断措置がなされるものというふうに期待しておるところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。現実問題として尋ねているんですが、そういう場合、仮に今もお話が出ましたが、法廷争い、闘争になった場合に、今の話だとそれも平時でないから何か特別な法があって、そして強力的な力でそれを押さえつけることができるんだというふうな理解でいいんでしょうか。今の平時の表現使ったんですが。

町長（齋藤俊夫君）はい。復興のスピードというふうなこともございますけれども、いわゆる法制度に照らしてというふうな基本的なところがございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、その法制度にのっとったときにどうなんですかと。当然そのことについては対策、対応を考えているんでしょうから、そういうふうになった場合には町はこうしますよというようなことが当然あってしかるべきと思われるのですが、その辺の対策はとってあるんですかということ。

町長（齋藤俊夫君）はい。仮に相手方からこの収用委員会の裁決内容に不服があるとか、訴訟等の法的手段というふうなことに訴えられることも考えられるわけでございますけれども、その場合については専門家の意見を踏まえてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうのが誠意ある対応なのかどうか、そこまで考えていないということです。これは当たり前と言ったら、そういうふうになるんですよ。それでなった場合、町長が考えている本当に一番にスピード感だろうというのは、自分でその障害をつくって、そしてそれを後衛に押しやっているというのか、妨げているというふうな、結果としてそういうふうなことになるんです。この事業だけでなくいろいろあ

るんですけれども。このことについては、ですからその後については対策はとっていないということですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、2、3お答えしたような基本的な方向で、現段階では考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたら、そうした場合に、そうしたことも含めて最初の再質の内容になっているんですが、そうしたものを含めた際にどのぐらい日程がかかるんですかということをお初聞いたんですが、その件について改めて確認します。そうなった場合にですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。期間そのものについては、想定はしておりません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そんなことでいいんでしょうか。とにかく、口をあれすればもう、1年も早く、もう早期実現、何でも早期というそこだけは声高々に訴えて、しかしながらその裏づけとなるとか、根拠になるものについては何ら示されていないと。そういうまちづくり、復旧復興の事業の進め方でいいものかどうか。非常に私は疑問に思います。この件については、多分に法制度にのっとってということになれば、何年間かはかかる。これは、近くで亘理の常磐道の経験事例を見るならば、やっぱりこのくらいかかるのかやと、素人でもわかるような話なわけですが。そういう、その後の対策はとっていないということは確認されました。

あわせて、そうならないように先ほど言ったやっぱりその信頼関係は構築しなくちゃならないというときに、先ほどのような対応、態度では、これまたこの件についてもちょっと将来が見えないのかなという不安と懸念と疑問を残して、この件については終わります。

次に、2点目の宅地分譲災害公営住宅の申し込み状況についてお伺いたします。

この辺につきましても、この間何名かの質問の中である一定のお答えは頂戴しているということなんです、ここでやっぱり疑問に残るのは、この申し込み状況をどう見るか、この件についても町長は非常に思いどおりの結果ではないというようなお答えをして、それは事実でありましょう。じゃあ、なぜそうなのかという深い分析が必要になってくるかと思うんですが、その辺についてどのように受けとめておるか、あるいは考えておられるか。そのことによってその対策も講じられるということになるわけですが、その辺の原因、要因については、やっぱり調査分析しなければならないと思っているわけですが、少なくとも最近の新しい事情の中で、申し込みの低い理由は何だったのか、あるいはその後もたった1週間、2週間の中で辞退をした、せつかく申し込んだのに辞退をしたというのが6件、1件もあると。6件というのは宅地分譲で6件、災害公営住宅で1件と、そういう報告も受けましたが、その辺の理由について町長はどのように受けとめているのか、理由について。

町長（齋藤俊夫君）はい。辞退の理由、ご紹介したような部分があるわけでございますけれども、そのほかにもいろいろさまざまな理由があるようでございます。それはそれぞれのご家庭、世帯の経済的な問題とか、あるいは通勤通学の問題とか、それぞれ個々におありなのかというふうに思っております。あるいは、仮設でのお茶っこサロンから聞こえてくる話などもちょっとあつたりしているというような部分がございます。例えば、仮設に入られるまで仮設のほうで何とか頑張りたいというふうな声なども、そういうお茶っこサロンのほうから聞こえてきたりというふうなこと。あるいは、自立の移転

を考えているんだけど、なかなかそれがうまくいかないというふうな状況などもあるようでございます。そういう意向を的確に状況把握しながら、あるいは分析しながら、今後の1世帯でも多い応募につなげていけなくちゃいけないと考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。まだまだというか、その辺に集約されるのかなと思いますが、その辺の理由が今初めてわかったことなのかなということになると、私は大きな疑問を持ちます。もう既に、前からそういった理由については確認されていたのではないかと。しかしながら、それを分析調査しない中で、そのままこの思いだけで、希望だけで通してきたのかなというふうに思います。といいますのは、先ほどの答弁の中でも第1回目は既に24年1月から2月、ここでも最終意向確認なんですね、よく見るとね。ああここは最初のやつ。それで2回目、24年7月、ここが最終意向確認という形で調査したかと思うんです。そして3回目が去年あったという先ほどの説明です。この辺の推移をつかんでいますか。この数の推移です。確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。当然一連のこの事業の推進に当たっては、復興計画の決定から事業説明会、地権者の皆さんに対する説明会とか、あるいは公聴会、（「数の推移」の声あり）もちろん全体としての推移は状況把握しながら今日に至っているというようなことでございます。（「だからその数がわかっていますかという」の声あり）わかっております。数は把握しておりますので、よろしければ担当、（「それを聞いているんです」の声あり）担当課長のほうからご説明させていただきます。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。意向確認の結果ということですが、24年1月から1回目、24年7月2回目といった場合ですと、1回目につきましては、これは新市街地へご希望されている意向の数……（「もちろん、今その話をしているんだから」の声あり）ということですね。新市街地の意向の数につきましては、第1回目平成24年1月から2月に行った部分については、住宅と災害公営合わせて733世帯です。続いて2回目というのが、平成24年7月に行った調査ですが、こちらについては851件。それで、3回目という部分になりますと、昨年7月から8月にかけて行った調査では758世帯ということになっております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の分析はなさっておったのでしょうか。そして、先ほど言った790何ぼのその次申し込み状況が694になって、最終的に515という数字の流れになっているわけですが、一番最初と1回目と2回目では若干伸びた。それからはずっと下がってきているんですよ。この辺の状況の推移をどう見ているのか。これは合計の数字なんですけど、合わせて言うと、こまごまで言うと、またいろいろ時間がかかる。宅地分譲についてはどう分析したのか、災害公営住宅についてはどうなのか、あるいは区域ごとにどう調査して分析調査したのかという取り組みはなされましたかという質問にします。

町長（齋藤俊夫君）はい。その折々にしっかりと状況を把握分析しながら今日に、変更、変更という形で来ているというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。もっと明快に言ってほしかったんだけど、だからそういうふうな話になると、じゃあいつどこでどういう体制でそういう分析をなされて、そしてそういう結果を出されたのかという質問になってしまいます。いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、それは1回目の回答で申し上げましたように、1回目はい

つこういう形で、2回目はこういう形でというふうなことで、一定のお答えはさせていただいたところでございます。基本はそういうふうなことでやってきているというふうなことでございます。（「質問の答えになっていない」の声あり）

議長（阿部 均君） ちょっと時間とめてくださいね。（「休憩」「賛成」の声あり）

議長（阿部 均君） この際、暫時休憩といたします。再開は2時15分といたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時15分 再開

議長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） 6番遠藤龍之君。（「ちがうべや、おれは答えを待っているんだよ」の声あり。）

ああ、そうでしたか。済みません、どうも。もとい。

再度、遠藤さん、時間にはカウントしませんので、再度質問をお願いいたします。確認の意味で。執行部がきちっと確認しないと、答弁が……（「今、資料を取りにいっています、暫時休憩お願いします」の声あり）

議長（阿部 均君） ただいま、担当者が資料をとりにいっていますので、暫時休憩といたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時17分 再開

議長（阿部 均君） 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君） 震災復興企画課長、本郷和徳君。（「いい、あの、ちょっと時間かかるね。

これ具体的に何ぼと何ぼと、数字の推移はちゃんと言ってもらったので、じゃあその対策をどうしたのかということを知っているんだよ。いろいろやったと町長が言ったでしょう。だからいろいろやっただというなら、そのいろいろでやっただのを具体的に示してくださいということをお願いはできません。数字でも何でもいいよ」の声あり）

町長（齋藤俊夫君） はい。では改めて、済みません。時間をとらせてしまいました。町としては、先ほど遠藤議員に1回目のときに、それぞれ3回に分けて大筋意向調査をしてきているというふうな部分の具体的な場面はどうだったんだというふうなことでございますけれども、基本的には本部会議のほうで、その意向の結果なりを踏まえて今後どういうふうにするかと、あるいはどういう都市計画決定に持っていくか、事業認可に持っていくかというのを、場面場面で本部会議を開いて、ここにいる皆さんと状況を共有しながら取り組んでいると。そして、その延長線上で議会のほうの特別委員会の場を活用させていただいて、ご報告、ご説明をさせていただいて、一つ一つ前に進んできているというふうなことでご理解を賜ればありがたいなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君） はい、議長。本部会議に一々かけて、そういうことをやっていけば、すぐに答えは出てくると、そんな程度の質問のはずなただけでも、その辺は言った言わない、何したかにした、もうそれは別なところでその辺は確認したいかと思いますが、なぜそういう質問をしたかという、そういう対応をしているならば、3回も意向調査、確認

やって、とりわけ最近については1年前、都市決定、さっきの数字と俺がつかんでいる数字と違うんだけど、というのは我々に示された数字、資料でしか俺たちは確認できないからね。それで、それなりに与えられた資料で確認すると、去年の11月27日付、都市計画決定ですか、それと最終意向確認ということで去年の9月、これはあって、この数字もちょっと合っていないんだけど、いずれにしてもといいますか、その推移だけでももう合計で100世帯減少しているんですね。100世帯というのは非常に、10割以上の減少ですからね。さらに宅地分譲だけを見ると351が307とか、公営住宅でいうと540が487という内容になっているわけですが、これは皆さんも持っている資料の中の数字なんです、その辺でこれを大きな変化と気づくかどうか。本部会議でしっかりやれば、この程度は大丈夫だねということになったのかどうか。やっているということですからね。この辺も当然、確認されていることだと思うんですが、私は少なくともこの1年間、さらに今回の申し込み状況まで1年を過ごしているんですよ。そういう状況をどうつかむかによって、対策も本来ならば考えられたはずなんだと。きちっと調査して、会議でやっていけばね。少なくなれば少なくなったなりのその減少要因をつかめば、もっとふやす努力というか対応、対策が考えられたのではないかということでの確認で聞いていたんですが、正直言います、今の対応ぶりから見ると、そこまでの深い分析調査はなされていなかったのかなと。そして、その結果、こういった想定される状況に対して、本来ならば十分な調査がなされなければならない。それがなされなかったことによって、さらに794が申し込みにさらに100世帯減って694、ちょうどさらに100世帯減っている。そしてさらに、せっかく申し込み数が690あったのが、この前の段階で515という結果に終わっていると。当初、一番最大のピークから見ると、もう300も減っているんですよ。

とするならば、それも吟味というか調査して、そして対応、対策を考えなくちゃならない大きな問題、深刻な問題だと思うんですが、とするならば、最終的には当然事業計画の見直し等々というのも、もうもはや考えなくちゃならないのではないかといふように誰もが思うんですが、この間のその辺の話になると、またその辺については明確な回答が寄せられていない。国交省でさえ、先ほど答弁の中にありましたが、国交省でさえ問題があるんじゃないのということで、「災害公営住宅については見直しを図れ」という、そしてそれはきのうのやつでいいことだという話になったかと思うのですが、そういう状況なんですよ。そういう状況を、今のような状況では、本当に真剣に深刻にこのことについて取り組んでいるのか。ただもう、何が何でもつくるんだと、やるんだと。その意気込みはいいんですが、そういう疑問が生まれてくると。今の体制ではね。そういうことに対してどうだったのかということを知りたいんですが、（「はい」の声あり）とりあえずでは、チャンスを与えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来から議論している部分は、その意向調査を3回に分けてというふうなお話をさせてもらっているんですが、実はもう少し説明させていただければ、この意向調査に基づいて都市計画の決定というふうな手続がございますし、それから今回の市街地の整備というのは3つの事業を駆使してやっていると。1つは災害公営住宅事業だし、1つは防災集団移転事業、そして坂元と山下については津波防災拠点整備事業という3つの事業を抱き合わせた形での面整備をやっているわけございまして、それは1つ1つの事業ごとに変更というふうな形で持っていつていると、進めてきている

というふうなことでございます。その辺、もしよろしければ、その都度どういうふうな形での変更見直しをしてきたかというのを簡単に担当室のほうからひとつ説明させたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。（「いや、いいです」の声あり）よろしゅうございますか。いずれ、そういうことで、意向調査を踏まえて都市計画決定があつて、それぞれの3つの事業を折々に変更すると。それをできるだけというか本部会議にかけて、特別委員会にもご説明しと、そういう流れで来ているというようなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この件につきましては、この推移を見ればこれは誰でも感づくことなんでしょうが、その前の動きを見れば、今回の結果も想定されたはずだと。であるならば、もっと必要な調査をすべきだったのではないかという私の考えを伝えて、次に移ります。

次もかかわる問題になるのかなということなんですが、分譲価格の決定はいつ決められたんですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。宅地分譲の価格につきましては、今回6月に行いました公募に合わせまして、平成26年4月の鑑定評価額に基づいて価格を決めております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その対応はどうかされましたか、その後の。

議長（阿部 均君） その後の対応。事業計画……（「数、決まったわけだね」の声あり）いいんでしょう。（「前と違った価格になったわけでしょう。だからその、変わったあれについて住民に、その被災者に対してはどのような対応をしたのかということですか」の声あり）

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。平成25年度の説明会のときに示した額と今回鑑定評価に基づいて出した宅地分譲の価格、パンフレットに載っている数字につきましては、公募説明会をやりました7月5日、6日の中で区画について皆様にご説明させていただいているということでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その根拠については今どうのこうのと言われたんですが、その当初説明したのとどのくらいの差が生まれたのか、確認します。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。一例を挙げますと、新山下駅周辺地区で申しますと、去年の説明会時には平方メートル当たり1万5,000円程度になるということでご説明しているところでございます。それで、今回の募集時の宅地分譲価格ですけれども、一番安いので1万5,000円から、高いところで1万8,700円になっているというところでございます。平均としましては、1万6,500円というところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういった説明をした際、住民からの意見要望等々というのはありませんでしたか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。7月に行いました説明会の中で、この価格についての根拠というものを質問が出ております。これにつきましては、国土交通省の指導によりまして、その土地の価格評価、鑑定額で行わなければならないということをご説明させていただいたというところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。このことにも大きな要因があると。辞退した、あるいは申し込みが少ない。先ほど来、このことについてはその理由の中に挙げておられないようですが、これは大きな理由の1つになる。みんな、さっきから金ばりの話して申しわけない

んだけれども、みんなない中で資金計画を立てて、そしてさあ再出発だというふうを考えていたときに、5万でしょう、1万5,000だからね。それで資金計画を立てていたのが、自分が選んだところが1万8,700円という、もう5万7,8千くらいになるのか。掛けることの平米だからね。相当な額、差になるんですよ。そういうことも、どこで国土交通省の指示だとか何とかというのがあっても、現場というのは現実にあるんだから、事情というのがあるんだから、さっき強調した被災地、特別な事情の状況でもあるわけだから、そういうのをこれまた確認したいところなんだけれども、時間がなから別なところを、本当に本部会議の中で徹底した議論が尽くされたのかということに対しては大変疑問を持っているということを確認して、と言って伝えておいて。

次に、山元町では、これは私はいいいことだと思いうけれども、区域外の住民にも分譲を許し対象にしたんですが、これには何か根拠、理由があるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。個別具体的な関係、ちょっと担当室のほうから（「重大な問題、あ、重大な問題じゃなくて、いい話なんだよ。町長が当然知っていてもいいはずなんだけれども」の声あり）

議長（阿部均君）誰か。区域外の方譲について。（「また質問の意味がわからないですか」の声あり）

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。区域外というのは、災害危険区域以外ということですね。

（「今そのことについてやっているんだから」の声あり）はい。町としましては、浸水を受けた方々、そういった部分に対して区域外、災害区域1種、2種から3種ありますが、さらにそれ以上に浸水を受けた方々がいらっしゃいます。その方についても、新市街地のほうの方譲宅地のほうの対象としている……。 （「あんたたちが出しているんだ。ちゃんとあんたたちからもらった冊子にも書いてあるんだよ。やんだくなる。俺でさえわかること、今確認の意味でやっているんだよ。申し込みの対象要件……」の声あり）

議長（阿部均君）ちょっと待ってくださいね。それ、カウントしないでね。遠藤君、再度確認の質問をしてください。

6番（遠藤龍之君）はい。我々に渡された資料持ってないですか、それに明確に載っているのが、ないんだったらいいから。区域外の人、例えば山の人にもその対象になっているのか。おかで被害に遭った人も。これはやっているんです。前から昔から、俺も何回も確認して、いやそれはその対象になるんですということだったんです。いいことなんだからね、これはね。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。大変失礼いたしました。対象ということで、住宅が全壊してしまった方々、そして半壊、大規模半壊でやむを得ず住宅を解体してしまった方々、こちらの方々についても分譲に入る対象とさせていただいているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。当初からそういう方針だったんですが、その辺の財源はどう考えていたんですか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちらのほうの財源、整備部分のほうの財源ということでございますが、その場合、防災集団移転事業とか災害公営住宅整備事業のほかに、津波復興拠点事業という部分の事業費を入れてございます。こちらの分につきましては、その移転促進区域にかかわらず、そういった方々についても賄える部分がございますので、そういったものを財源にしているところでございます。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、それは全て対象になるということで非常にいいことなんですが、とするならば、最近国交省が出したそれ以外のも対象にしますよというのとの関係どうなるのかなど。本当にその財源でよかったのかどうかという確認なんだけれども、これも時間がないからいいわ。そういうことで対応したと。だからこの辺については支障がないんですねということが確認されればいいです。

次に、道合地区の問題、取り組みについてなんですが、この件についてはいろいろ問題があつて、最終的にああいう形で通った案件なんですが、そもそもこの地区に整備するとした当初の目的は何だったんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。一番当初の目的は、新山下駅周辺の一部、県内でおかげさまで最速でという入居実現、あれと一緒に形で坂元地区にも一部の戸数でもいいから早くそういう生活再建の形を感じてもらえる一角を整備したいというふうな思いでございました。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。しかしながら、それがもろもろのことで、この早期の当初の目的はもう崩れたというふうになるわけですが、それでもなおかつ進めようとしておったわけです。それで、非常にその辺に大きな疑問、疑念があつて、住民からもです。それでいろいろ2回否決されて、3回目をああいう形で通ったということになるんですが、この辺の提案のされ方に問題はないのかと、2回目までですね。当初の目的が崩れたんですから、早期実現するということが。そして、そっちのほうも、あっちの南のほうが不足したというのは、これまたもともとは保育施設とか交流施設が、保育所ですね。保育所も含まれたあれが駅のところさ建つというのが、それが何でか知らないがあのときは協議会の云々かんぬんということで移ったんだけど、それでこっちに移したことによって宅地が不足したということにしたんでしょうけれども、そして無理くり今度はそのあいたところを大きなスーパーを持ってくると。これも成功するかどうかという大きな疑問が残るところなんですが、そういう形であそこに無理くり提案したわけですが、それで今でもまだ、そしてその前に確認しますと、今現在48戸が41戸申し込みで、28戸分、13戸分の面積にするとのどの程度になるかお伺いします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。道合地区の残13戸分の面積でございますが、「大体でいいです、大体で」の声あり）13画分ですよ。13画が減った場合の面積でございますけれども、4,300平米程度。（「はい、わかりました」の声あり）1つ100坪とした場合、4,300平米でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。そうすると、道合地区は4,900平米ということだけを確認、これは前々言われていますからね。なぜこういう質問をして確認しているのかということ、やはりこの問題は引き続きあるのではないかということから確認の意味で聞いているわけですが、改めて別な質問をします。

この土地の買収はいつだったのか。この辺の経緯も含めて確認したいと思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。買収関係でございますけれども、第1回目の議会でお願ひしていた段階で、そのときに地権者を回りまして事業のほうに協力をお願いしたいということで、その段階では1名の方と契約をしたという経緯があります。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、その方とのこの間のやりとりの中では白紙撤回したというようなことで同意を得てという経緯だったんですが、この前もそう示されたときに確認したかったんですが、あのときはもう時間がなくて、今も時間がなくなるんですが、瑕疵というか問題はなかったのか、簡単に同意できるものなのかどうかということを抱

当者に聞きたいと思います。専門家、企画財政課長ですね。専門家なので、契約の。知っている方でいいんですけども。総務課長でもいいよ、財政やっているんだから。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。契約解除、「（そうそう、契約解除）」の声あり）の話ですか。契約解除であれば、当事者間の合意があれば解除はできるかと思います。（「その際、何も要らないのか」の声あり）それは、もともとの契約の条件がどうなっているかということだと思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その中には、この契約書にはそういうものがないんですが、通例一般論でいいんですが、その合意解除についても確約書なり解約契約書等作成することが必要であると、これは一般論としてあるんですが、法律論といいますか、法制度に。その点についての確認なんです、その辺の確認はどうですか。

議長（阿部 均君）企画財政課長、後藤正樹君。（「いいわ、いいわ、それじゃ。はい、議長6番」の声あり）

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう裏づける文書は交わしましたか。

議長（阿部 均君）裏づけの文書の取り交わしです。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。その白紙の段階に持っていくときは、お互いの話の口頭の方で、文書のやりとりはやっておりません。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それでこの契約に、そういう状況でこの契約というのは成立するのでしょうか。一旦有効に成立した契約は、事実行為となって、これは法律行為であり、有効に契約前の状態に戻すためには一定の要件を満たす必要があるというのが世間一般の話です。その際に、合意、いろいろ種類があるようなんですが、合意ということですから合意解除の場合はそれなりの書面が必要だということが一般になっているんですが、山元町はそうではないのかどうか、確認します。そうでないということであればいいですよ。

議長（阿部 均君）どなたが答弁いたしますか。

議長（阿部 均君）暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時43分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。大変済みません。今、ちょっと時間をいただきまして、町のほうでも一例があったということでその例をとりますと、合意解約書、これを取り交わして、それから正式にもう一度契約をしたという経緯がありますので、その辺は私のほうとしても手落ちというか勉強不足でございましたので、その辺を今後とりそろえまして、もし契約となれば進めたいと思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。非常に疑惑を生むといえますか、そういうふうになってしまうんですよ、やることをやっていないと。しかもこういう問題になっているときの対応としては。単なる一職員のミスとか何とかという類の問題ではない。これは何回も言うけれども、本当にこのことについても大きな問題なんだから、ちゃんとした会議で対応していればこういう話にはつながらない。知っている人もいるんだから、その中には多分

ね。そのことを、これは非常に問題があるということで、これは問題だということ指摘しておいて、時間がないから別なところ、次に移ります。これはもう、絶対問題ですからね。非常にそして疑惑の根源にもなると。

そして、そういういろいろ疑惑のある問題を、政策提言書なるもので、それが大きな要因となって、手要らずするに至ったわけですが、この政策提言書というものも非常に根拠のないものであると、そういった重要なことを決定する際にはですね。町長、議会基本条例の7条を知っていますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。手元に条例持ち合せておりませんので、知りません。（「じゃあ、ちょっとこれ見せます。これ言うと、時間が」の声あり）

議長（阿部 均君）時間とめます。ちょっと時間とめてね。時間はとめます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。第7条は、「町長による政策の形成過程の説明を重視する観点から」、ここからだね、「町長は議会に提案する重要な政策については、その政策水準を高めることに資するため、次に掲げる形成過程の資料を提出し説明するよう努めなければならない」と定めているんです。そしてこれは何で定めているのかと、努めなければならないと強調しているのは、単なるこれは努力義務と見るべきではない。条例で規定した意味は、町長に資料提出の義務を事実上課したものと見るべきであるということなんです。何でこれを確認したかということ、いまだに町長はその政策提言書なるものを我々に示していない、町民に公開していないということなんです。こういったことが確認されてもなお、町長はその件に対しての姿勢は崩れないかどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。お尋ねの部分については、私に対する個人的なアドバイスといえますか、提言ということで理解しているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう個人的なものではないということ。この一般会計補正で2回この件については拒否されていると。そして、それを再度提案するに当たって、それは当然のこととしてその経緯を議会に明らかにするのが町長及び執行部の責任なんです。これ。提案されたときにそれをやるべきだと。そしてそれが、町長が言っている信義則、逆に言うとそれが議会に対しての信義則ではないかというふうに言われているんですが、その件について町長どう思われますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的な部分では、遠藤議員ご指摘の部分はごもっともな部分はあろうかと思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。全く重要案件を我々に示さないで、そして強行的に決定したというのが道合地区の問題です。これはここに強調しております。それから、資料提出の許否理由に、議員からの政策提言書の内容等を公開しないことを前提として受け取ったものであり、相手方との信義則を挙げているということで、これも大問題でありますね。議員が町長や執行部以外に公開できない政策提言書とはいかなるものか。あり得ないんです、これは。町の重要な政策推進にかかわる政策提言であるならば、本来有権者に対して示されるべきものなんです、その中身は、政策提言書なるものは。議会にも町民にも示されない政策提言というのはあり得ない。これはおよそ政策提言と呼べるものではなく、町長の政策に内々にお墨つきを与える密約文書であり、一部議員と町長との癒着を物語るものでしかないという説があるんですが、この説に対して町長はどう受けとめになりますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。そういうふうな見方もされるというのはちょっと残念ではございます

けれども、私としてもいろんな町政運営に当たっている中で、さまざまな形で町民の方、議会の方々等含めていろんなお話を伺う中で、そういうものを参考にしながらやらせてもらっているというようなことでございますので、それはその一環だというふうに捉えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。最後の言葉がよくわからなかったんですが、これまた一般的に言われていることで、これはあってはならないことなんです。それは議会のほうも、議員のほうも、町長も本来ならば受け取るべきではない。受け取ったらば、町長の責任で町民にお知らせするという類のものなんです。そのくらい重要な内容のもの。だって、それをもって決めたんですからね。そして、その結果いろいろ問題が今でもまだ生じているということなんです。この件についてもう一回、問題が含まれているということ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分も含めて、道合地区の問題を整理した、対応してきたという経緯はございますけれども、それが100パーセントかというふうに言われれば、それはそうじゃなくて、やはり一つのあくまでも参考だというふうなことでの取り扱いで対応してきたつもりでございます。

議 長（阿部 均君）遠藤龍之君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は3時といたします。

午後 2時50分 休 憩

午後 3時00分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を許します。岩佐 豊君、登壇願います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、第3回議会定例会において一般質問をいたします。

昨日からの一般質問で執行部の皆さんお疲れと思いますが、なるべく重複しないような、これまでいろいろな答弁がありますので、なるべく簡潔にやっていきたいと思っておりますので、なるべく答弁のほうも簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、2件についてご質問いたします。

宅地分譲及び災害公営住宅の公募状況についてということで、まず1点、3市街地のそれぞれの公募状況の現状についてお伺いいたします。

2点目、公募に対し、宅地分譲、災害公営住宅、これは私、河北新聞だと思いましたがけれども、これは読みがちょっと違いまして、これは宅地分譲、市街地3地区の平均で正確には42パーセントだったかと思えます。これは誤解するような書き方をしまして大変失礼いたしました。そのあきがあるとの新聞報道がありましたが、今後どのような対応をとられるのかお伺いいたします。

2件目、本町のスポーツ施設の現状と課題についてということで、3.11の東日本大震災において壊滅的な被害を受けました本町の各施設でございますが、体育文化センターにおいては昨年、また牛橋の球場においては楽天さんのまたお名前を使わせていただくのですが、ことしの7月から使用を開始しております。スポーツを愛する人々にとりましては非常に好ましい明るい兆しであると、このように思いますが、また一方

で町民グラウンドにおいては、依然として仮設住宅として使用されているわけです。また、ソフトボール、少年野球などでこれまでも利用されていましたが笠野グラウンドについては全くもう利用できない状況になりましたので、まだ利用者にとりましてはまだまだ十分とは言えない状況にあるわけです。そんな中、今後の町としての対応についてお伺いします。

まず、今後の施設の充実はどのように考えておられるのか。

2点目、施設の維持管理についてどのような対応をされていくのかお伺いいたします。

まず1回目の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、宅地分譲及び災害公営住宅の公募状況についての1点目、3新市街地のそれぞれの公募状況の現状についてですが、佐山富崇議員のご質問の際にもお答えしましたが、まず新山下駅周辺地区では、宅地分譲について募集件数198件に対し申し込み数112件、災害公営住宅については募集件数288件に対し申し込み数229件となっております。次に、宮城病院周辺地区では、宅地分譲について募集件数34件に対し申し込み数17件、災害公営住宅については募集件数65件に対し申し込み数66件となっております。最後に、新坂元駅周辺地区では、宅地分譲については募集件数41件に対し申し込み数28件、災害公営住宅については募集件数68件に対し申し込み数63件となっております。3地区を合計しますと、宅地分譲の申し込み率は58パーセント、災害公営住宅は85パーセントとなっております。

次に、2点目、公募に対しあきが生じていることへの今後の対応についてであります。空き区画については分譲宅地は42パーセント、災害公営住宅は15パーセントで、全体としては26パーセントの空き率となっているところであります。一方で、まだ申し込みを行っていない方が90世帯あること、仮設住宅入居者で最終意向を表明されていない方が70世帯程度あり、合計約160世帯の潜在需要があることから、これらの方々の意向を確認し、必要戸数を把握しながら、再募集などの対策を講じてまいります。また、申し込みの少ない新山下駅周辺地区については、意向調査で必要戸数の確認ができるまでは一旦一部区画の申し込みを制限してまいります。これらの対策を通じ、空き区画が生じないように努力してまいります。

次に、大綱第2、スポーツ施設の現状と課題の1点目、今後の施設の充実についてですが、ご指摘のありましたとおりスポーツ施設については、体育文化センター、町民プール、第2体育館、笠野海浜グラウンド、牛橋公園などが被災するとともに、町民グラウンドは仮設住宅用地として活用してきておりますことから、利用者である各団体等にあっては活動場所の確保が大きな課題になるなど、大変ご迷惑をおかけしてきたところであります。

このうち町民プール、第2体育館、笠野海浜グラウンドについては、被災の度合いが甚大で現地での再建が不可能であるとの判断から、復旧を行わず廃止したところでありますが、町民プールの跡地については、地域の子供たちの屋外活動場所確保のため盛り土整地や安全柵を設置し、みんなの広場として、また第2体育館跡地も盛り土や整地等を行い、ともにことし4月から利用可能な状況になってきております。

その一方で、震災の影響を受けなかった真庭グラウンド、山寺深山グラウンドについ

ては、少年野球やソフトボールなどで活用されております。また、町民のスポーツ振興を早期に図る必要から、被災施設の復旧工事を順次実施し、体育文化センターは昨年2月から再開、牛橋公園はことし7月初めに再オープン記念式典を開催し、各利用団体のスポーツ振興に寄与しているところであります。このように、復旧が完了した施設においては、利用者が既に活動を再開し、少しずつ以前の姿を取り戻しつつあります。

今後の対応については、新市街地整備等に伴って応急仮設住宅が順次解消される機会を捉えて、町民グラウンドの復旧を行うとともに、山下第二小学校の再建による屋内運動場や校庭の活用を初めとして、各種スポーツの需要動向や施設整備等の財源確保等を勘案しながら、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい、議長。岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、スポーツ施設の現状と課題についてですが、震災の影響により利用できない施設もありますことから、小中学校の各施設についても震災直後から学校教育に支障のない範囲において社会体育施設としての利用ができるよう最大限の配慮をし、調整を図ってきたところであります。

ご質問の2点目、施設の維持管理については、基本的に管理室がある体育文化センターなどの施設には管理人を配置し、施設周辺の環境整備や建物内の維持管理など、利用者に皆様に気持ちよく活動していただけるよう管理を行っております。また、管理室のない施設においては、定期的に巡回し草刈りや整地などを行うとともに、各利用団体の皆様にもご協力をいただきながら維持管理に努めているところであります。

スポーツの振興は、本町の復興に欠かせないものであることから、今後も各施設の利用調整を図りながら、より使用しやすい施設としての運営を行うため、利用者の皆様のご意見をいただきながら適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、一つ一つ確認をしていきたいと思えます。

第1件目の3市街地のそれぞれの公募状況の現状については、これまでも同僚議員から質問があり、お答えがありました。それで、2点目の公募に対し平均というか、要するに宅地分譲では42パーセントのあきがあるというようなこと。また、災害公営については15パーセントの空き率となっているということで、まずこの辺から一つ一つ確認をしていきたいと、このように思います。これまでも同僚議員から再三にわたりこの辺の確認をしているわけですが、私からも再度確認をしていくと。やはり非常に大事な問題であると私も認識しております。

まず最初に、空き率の大きい、山下も大事なんですが同僚の遠藤議員からもありましたように坂元地区、道合地区を含めた坂元地区についてからまず入っていききたいと、このように思います。先般の議会におきまして、臨時議会におきまして道合地区を認めたわけですが、今、この前の全協でしたか、あの中での説明の中で13戸に対して5戸でしたかの申し込みしかないというようなお話でしたけれども、現状はどうなっていますか。その辺から確認をしていきたい。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。6月30日からの申し込み受け付け及び変更申し込みの結果、新坂元地区の周辺地区、中層住宅の申し込みの状況につきましては、12戸の募集

に対して5件の状況でございます。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。南側の本来のところは逆に1件多かったのかな。そういう事情がありますけれども、この道合については先ほど遠藤議員からもありましたように、これは相当の議論をして私たちも認めたわけですが、この根拠、これはあのときはどうしても12戸足りないんだというようなお話で、どうしてもこれを認めてくださいというようなお話でした。まずこの辺から確認をしてみたいなと思います。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。坂元道合地区というか、中層集合のアンケートの関係のお話ということだと思いますけれども、こちらにつきましては今年度産建教育常任委員会等におきまして……。

議長（阿部 均君） 質問の趣旨ですけれども、道合地区を提案なされるとき、足りないから建設をするんですよという部分、その辺についての確認だと思いますので。本当に足りなかったのかどうかという確認ですよ。（「そうです」の声あり）

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。アンケートの件だということだと思いますけれども、こちらにつきましては、坂元地区の災害公営を希望されます全世帯に対しまして、これまで産建教育常任委員会等で議論する中で、この中層住宅へ希望される方々、こちらへ入られる方のニーズがあるのかどうかという部分の確認も必要だということ意見をいただいておりますので、この中でアンケート調査をしたものでございます。その中で、そのアンケート調査をする場合におきましては、その時点でそういうニーズの調査ということでしたので、入居を希望する、入居をしてもよい、または入居を希望しないというような部分の三者択一みたいな形でのアンケートを行っておりまして、その時点で12世帯の方々から入居を希望するまたは入居を希望してもよいというような返答をいただきましたことから、12世帯、こちらの部分を中層集合住宅への希望者という形の数でまとめまして、こちらのほうの計画をさせていただいたということでございます。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。これまでのいろんな場面場面での説明で、私の確認しているところでは、希望者が少ないという話を最初に受けていて、それでこれを決めるときにはどうしても足りないというか入るんだというような話だったと思いますけれども、本当にその希望者が12人いたんですか。それは本当の話か。私らには、少ないからそれを何とかお話しして説得して、12戸というか、そういうふうに努力しますというような話だったんですよ。本当に住民から、12戸の方々から欲しいという要望が本当にあったのかどうか、まずその辺。私たちに説明されたのと、何か違うから。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。こちらのアンケート、そういった部分の結果につきましては、実際そういう返答があったものでございます。こちらの件につきましては、既に開催されている特別委員会のほうでも、私のほうからそういった部分がありましたということで、既にご回答させていただいているところでございます。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。当初、最初はなかなかそういう希望者がいないんだというような説明があって、たしか最後のほうにはそういう話があったように私は思います。ただ、現実そういう希望があったにもかかわらず、12戸に対して5戸ということは、やっぱり違和感を感じるんです、申しわけないけれども。だから今そんな話をしているんですね。まずいいです、ここはね。

それで、今回坂元地区においては分譲住宅で分譲宅地32パーセントのあきが現在あ

りますよね。これ、先ほど面積が約4,300と言ったのかな。それで、道合が4,700でしたか。要するに私は何を言いたいかというと、やはりあきをつくらないということが非常に大事なことね。それと、今言ったような、最初に前段で言ったように、どうしても必要だというところが半分も埋まらないという現状、まずこういうところに本当にしっかりとした考えを持ってほしいんですよ。それで、これは一挙に解決するためには、町長、思い切って、やっぱり道合地区はいろんな問題が出ていますよ、先ほどのお話を聞いていてもね。ですから、これはちょうど工夫すれば何とかなる数字ですし、本来の場所でやっていくというような英断をなされるような覚悟はないですかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。この面整備は、いろんな段階を踏んで進めてきているわけでございます。一定の必要な面積の確保、それから始まって、いろんなご指摘の部分の配置、公共施設、公益施設の配置等、ご説明しているとおりいろんな方々のご意見、ご要望を極力踏まえる形で区画割りと面積配分をしてきているということでございまして、この段階で一定のあきと申しますか、まだという部分があるんですけれども、この分についてはこれからの一定の期間でこの空き区画が生じないような再募集等の努力を重ねる中で整理をしていかなくちやならない、そういう段階に来ておるといふうなことでございまして、これは白紙にというふうなことは今の段階ではちょっと難しい話だということでご理解を賜りたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。なかなか厳しいところだとは思いますが、ただやはり我々ずうっとやってきて、やっぱりどうしても腑に落ちない部分というかが見られるわけですよ。それで今その話をしているんですけれども。

まず、きょういただいた回答で、町長はこれまでの同僚議員の質問に対して、今160戸あいているけれどもこれを何とかお話を進めて何とか埋めていきたいというようなお話をされています。それで、私は全協か何かでもお話ししたと思いますけれども、具体的にどういう作業をしてこれを埋めるのか。ある議員からは「遅すぎる」というような指摘もありましたけれども、私も全く同感です。やはりあきの出ないように努力するためには、具体的にどのような対応をしていくのかというのを具体的にやっぱり説明をしていかないと、我々もなかなか納得できない部分であるんですね。その辺の対応についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この前の特別委員会でも資料でもって公募の状況、申し込み状況、そしてまた今後の公募のスケジュールのお話を説明させていただきました。皆さんに一連の申し込みのスケジュール、あるいは変更のスケジュール、補欠申し込みのスケジュールというふうなものを、これを前提に物事を進めてきてもらっておりますので、基本的にはこのスケジュールに沿ってやりませんと混乱を来すというところもございまして、やはり一定の考え方のもとに一定の期間の中で精査をせざるを得ないと。そういう中でも、再募集に向けて、できるだけ皆さんに利用していただく、入っていただくための手だてとしては、国のほうにも状況を説明し、あるいは広く募集をするための確認もしながらやっていかなくちやならないというふうなことでございまして、国との調整の中でできるだけ対象者を広くできるように進めていかなくちやならないなというふうな、現在は考えているところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。国との連絡調整も大切でしょう。要するに、この160人の方々が全て同じとは言いませんけれども、やはりその人たちに対する確認というのは必要だ

と思いますよ。要するに募集をかけるとかと言っていることじゃないですからね。それは逆に誤ったことになりますから。そうじゃなくて確認をするということは非常に大事ですよ。その手法というか、やっぱりそれは急がなきゃだめだというのはやっぱり各議員が言っていると思います。ですから、どういうスケジュール、具体的にどういうことでやっていくのかということを確認しているんです。何か11月だかいつだかまで待っているというようなお話でしたけれども、悪いけれどもそんな手法で私は無理だと思いますよ、やはり。これは確認するだけだもの、すぐできないんですか、こんなこと。こういうところに力を注いでくださいよ。そういう姿勢を強く示してください。待ちではだめですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。待ちの姿勢ではなくというふうなことでございますけれども、我々はいつも限られた時間、限られた体制の中で精いっぱいやらせていただいております。

しかし、ご指摘のように相当まだ空き区画・住宅があるというようなこと、これの解消に向けてスピード感を持って対応をしまいたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。何か、私の意図する回答を得られないんですけれども、まずこの160戸ものあきが出ているということに、じゃあどの要因から、これまでも説明がありますけれども簡単でいいですから、どのような要因から160戸ものあきが生じたのか。その辺の町長の認識。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは遠藤議員さん初め、2、3人の議員さんにもお答えしてきたとおりでございますので、改めてというようなことでなくてお願いできればありがたいなというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。私も確認しているところです。わかりました。

それでは、これまで町長がお話しされた要因とは違う要因がいっぱい私はあると思いますよ。それは遠藤議員もお話ししていました。まず、思いやりのない、優しさがなく、これに尽きると私は思います。やはりこの新市街地に入られる方々だけでなく、先ほどもありました県道東側の方々の対応とか、ああいう発言とか、ああいうことを町民の皆さんが聞いていけばやっぱり優しさは感じませんよ。だって安全安心を担保するために、なに、全てはできない、全てのことはできないと。言っていることとやっぱり言葉は違うと思いますよ、やっぱり。少なくとも、危険区域だの何だろうが、町で認めたんですよ。そうしたらそれに最大、やっぱりそこに傾注していくのが町としての姿勢ですよ。そういうものが欠けているから、やっぱり魅力を感じなくなっているんです、この町に。そういう私の認識というか、そういう考え方、そういうのは当たらないと町長は思っているのか、いや一部そういうのもあるのか、町長の認識。その辺、どう思っているのか、ちょっと確認したい。

町長（齋藤俊夫君）はい。私としては、これまでもお話しさせてもらいましたように、町全体として1人でも多くの皆さんが安全安心で暮らしていけるような復興まちづくりをしていかなくちゃならないと、そういう強い思いでおります。

そういう中で、できるだけ多くというふうな思いは基本にしながらも、なかなかその議員ご指摘のような部分まで、じゃあ同じレベルでの支援なり対応になっているかというふうな部分については、やはりこれは町の基本的な考え方なり制度要件なり、いろんなものとの一定の整合性というふうなものもあっていかなくちゃならないという部分がございますので、少しもっと努力しなくちゃならないかなというふうな部分はあろうか

というふうに思いますけれども、それは町全体を考えながら、そしてまた時間との戦いの中でいろんな問題を解決していききたいなど、いかなければならないなどというふうには思っています。

9 番（岩佐 豊君）はい。やはり町全体を考えるとときに、一部の人でも犠牲になるような人があってはだめなんですよ、町長。当然、防集とか何とかという制度はわかりますよ。それと同じことをしなさいとは私は言いませんよ。多分、彼らもそれは求めていないと思う。ただ、少なくとも全てだめなような、しかも第二線堤と堂々と言っているわけでしょう、町長。その東側に残る人たちの配慮というのは当然あってしかるべきなんです。それは町独自でやるべきですよ、そんなのは。そういう思いがないと、やっぱりこの町に住もうかなという、この町はいい町だなというところにいかないんですよ、町長。あと、でも今町長、何とかいろいろ工夫していききたいというような話もちよこっと聞いたような気もするので。

あと、もっと大きな、この町にとってここに住みたいなどいうか、そこが今ちょっと抜けているというのは、ここはやっぱり自然に恵まれた町で、海があり、本当に平野部の田んぼがあって、山があって、それぞれの山元町に代表されるようなものがとれて、非常にいい町です。ただ、危険区域を広範に指定したことによって、やはりそのよさも失われているということも事実ですよ。それで、先ほど危険区域の見直しということで遠藤議員からもありましたけれども、町長、これまでも町は、堤防が完成し県道なり…

…

議 長（阿部 均君）少し論点整理して簡明に願います。

9 番（岩佐 豊君）はい。一番でも大事なところに私入っているつもりですけれども。

議 長（阿部 均君）はい、わかりますけれども。

9 番（岩佐 豊君）はい。この町に住みたいか、住みたくないかという非常に大事なハートの部分を今話しているので、それでとめられると私、熱い心が消えてしまいます。

議 長（阿部 均君）とめているのではないんですけれども、少し論点を整理していただきたいと思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。わかりました。

先ほど、同僚議員からも危険区域の見直しということもありましたけれども、町長、これまでずうっと答弁していますけれども、完成したら見直ししますと、シミュレーションですよ。シミュレーションというのは完成もくそもないんですよ。もう一度津波が来て検証するというのならばわかりますよ。シミュレーションでしょう。要するにもう方向が出て、堤防もつくります、これつくりますという方向が出たら、その時点でこれは見直しするべきなんです、町長。この辺の関係、どうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員のご指摘も一理あるかなというふうに思います。これは過去にさかのぼれば、その時点ではまだその多重防御機能の中核を担うそれぞれの施設が、まだその設計がかたまっていないとか計画の熟度がまだ高まっていないという部分もあったりして、シミュレーションするにはちょっと材料不足というふうな点もあったというふうには思います。これは時間が経過している中で一定のそのシミュレーションに必要な材料がそろえられれば、場合によってはシミュレーションも可能なのかなというふうな思いもしますので、そこは少し専門家のほうにも確認もしたいというふうに思いますけれども、いずれにしても一定の整備の方向性が、熟度が高まるというふうなこと

も必要なことも事実でございますので、ご指摘も踏まえながらこのシミュレーションのあり方については今後進めさせていただければなというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。まさにそういうところが大事なんですね。そういった早い段階でのそういう方向性を示すことによって、町民の皆さんはやはり私たちのことをしっかり考えてくれているんだなというような思いに立つんですよ。そういうことが非常に私は大事だと思います。それで、そういうことが町民に伝わることによって、この160戸も限りなく埋まる、そういう方向にいくんですよ。まず、スピードを持って意向確認すること。

あと、こういった一つ一つの物事について、やはりこの山元町も本当に何か考えてくれているようになってきたねというような思いが町民に湧いてくれば、自然と、いい町なんですからもともとは、山元町は。津波以外の災害はないんですから、ほとんど。非常に立地的にいい町ですよ、山元町は。だからそういう姿勢を町民の皆さんにぜひ示していただきたい。このことがあきを埋めることにつながると私は思いますので、町長、本当にこれを埋めるために、まず本当に早い段階での確認をもう一度やる。それと、こういった優しいまちづくりに努力していくというようなことをもう一度お話しいただいて、次に移ります。

町 長（齋藤俊夫君）はい。岩佐 豊議員の力もおかりしながら、また議会全体の力もおかりしながら、できるだけ皆さんとともにいいまちづくりができるように努力してまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、2件目の本町のスポーツ施設の現状、課題についてということで、再度確認をしていきたいと思います。

本当にあの3. 11の大津波には、私たちがなれ親しんできた笠野のグラウンドも本当に、第2体育館の体育館も、第2体育館とは旧山二のですね、ことごとくやられたわけです。それで、先ほども話したように、牛橋のグラウンドはやっと使えるようになりました。早速使わせていただいています。それで、当然今グラウンド用地としては足りないわけですね。

それで、同僚議員の渡邊 計議員からも、第二小学校の跡地、旧です。旧山二の跡地を何とかそういう運動施設に利用できないかと。あそこにそういう土を運んでいただいてやれば、私たちで何とかしますよというような話でやっていただきました。それで私、確認してきたんですね。何で使わないんだろうなということで私行ってみたら、やっぱりあれは瓦れき処理をした大ざっぱな残土なんですかね。非常に、石も丸い石じゃなくて、本当に危険な石が入っているんです。その上に表土を入れているんですけれども、表土が薄過ぎる。それと、本当はあそこはその後に何かを入れて表土を入れればいいんですけれども、何かその辺がちょっと甘かったのかな。ちょっと危険な状態ですよ。

それで、あそこを整備というかそれをやっていただきたいんですけれども、具体的に方向として、あそこは今後どういうふうにするのか。まずそこからですね。いや、あそこは暫時だからあの程度でいいんだよと言うならば、私は質問も何もできないので、その辺ちょっと今後どういう方向に行くのか。

教育長（森 憲一君）はい。今、第二体育館跡地へのそういう状況のお話を伺って、私どもは今岩佐議員が言われましたように、なかなかソフトボールの団体の皆さんも練習をする場所がないというふうなことで、急遽、これはあくまでも暫定的な措置ということで用意を

させていただきましたけれども、そういう残土でとがった石があるとかそういったことでご支障あるいは不便をかけているということに対しては、まずおわびを申し上げるところでございます。あくまでも暫定的な措置として考えているところでございます。

それで、今後は町民グラウンド等、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、これが復旧しました暁にはそちらのほうで思う存分ソフトボールをやっていただくということになるかというふうに思っております。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。方向性はわかりました。ただ実際に、使用する身としては、やはり石を取っているらしいんですよ。スーパーシニアの方が多いのかな。70歳代の人たちが頑張っあそこを整備してくれたんです。だけれども、雨が降るたびに取ってもまた出てきてちょっと危険で、このままでは使えないなというような話を伺ったものですから、やはりあれ、あそこはもう少し分厚い、今みたいな方向性だとしても、実際にあそこでけがをしたら何にもならないわけですから、健康のためにやるものにね。ですから、もう一度あの辺の砂なんかの、あそこの整備の仕方です。もう少し見ていただいて、考えていただきたいなと思いますけれども、どうでしょうか。

教育長（森 憲一君）はい。我々もちよっと担当といろいろ一度確認させていただいて、それで善処させていただきたいというふうに思っております。

9番（岩佐 豊君）はい。ぜひ、早急にお願いしたいと思います。

それから、先ほどお話ししたように、牛橋のグラウンドを7月から使えたわけですが、ここの管理状況について先ほど回答いただきましたけれども、率直に言いますね。グラウンドの内野席にありますよね。あそこの草刈りを全然やっていなかったんですよ。それで少年野球の大会を持ったときに、これは仙南大会ですからちょっとよそからも来るので、それで急遽地元の親御さんたちで刈ったんです。まずそういうことがあるということ、まだ7月にできたばかりですから。どういう管理をしているのかというのがまず1つ。

あと、芝生の管理です。2点ね。芝生の管理はどのように今なされているのかちょっと確認したい。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。内野の観覧席といいますか、あそこの部分の除草につきましては、7月のオープンを迎えるに当たり除草等行った状況ではありますが、議員ご指摘のような状況であったとすれば、もう少し詳細な現地の確認と除草を小まめに手がけてまいりたいと思います。

それから、芝の管理でございますが、こちらは乗用の機械で草刈りをしております。一時外野の部分、外周の部分に草が生えていたという状況がありましたが、こちらその後草刈りを実施いたしました。今、日常の管理人さん、それからまちづくり整備課で来ていただいております雇用の方々に協力をいただき、適宜管理しておる状況でございます。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。そこでお尋ねしますけれども、芝生の育成というか、芝生をよりよい状態にしていくというのはどういう管理方法がいいかご存じですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。芝生の管理につきましては、気温の影響をかなり受けると思いますので、適正なエアレーションとか、あと刈り込み、そういったものを繰り返していく必要があると思います。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい。そうです。刈り込みが大事なんですね。申しわけないですけども、

もう既に雑草が生えています。芝生は刈り込めばほかの雑草は生えないんですよ。雑草生えたら負けるんですよ、芝は。ですから、刈り込みは頻繁にやらなければだめです。申しわけないですけどもまだ7月ですよ。こんな状態でやっていたのでは、めっちゃめっちゃになりますよ。せっかくお金をかけてつくった施設ですから、しっかりとした管理をしてくださいよ。でないと、私らはよく互理町と両方使用するわけですが、互理町さんと比較して本当に申しわけないですけども管理が悪い。せっかくできたものを、こんな大事な町が大変なときに、後々やるということは非常にお金がかかりますから。申しわけないですけども、大変なときに申しわけないけれども、やっぱりそういうときこそ先手先手を打っていかないとだめです。その辺の管理の仕方、ちょっとこれを。

議長（阿部 均君）町長、齋藤俊夫君。（「とりあえず課長でいいよ。だからどういう考えを持っているか。とりあえずだって、担当者だから。それでだめだったら俺、町長に言うから」の声あり）

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議員ご指摘のように、刈り込みが重要であり、雑草等が大きくならないうちに、適宜機械で刈り込みを進めてまいりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。ぜひ、後々ということでは本当に大変なので、ぜひその辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

それで、あそこは今、牛橋のグラウンドについては管理人の方がおりますよね。どういうローターであの方々は入っているのか。要するに、ちょっと手が回らないように見えるんです、私から見ると。せっかく管理人の方がおられるのに、何できちっとしたことができないのかなと私は思っているんですよ。ですから、どういうローターでやっているのか、その辺。時間とかその辺です。今後もですけども。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。現在、2名の方で交互に勤務していただいております。これまで夏場にかけては、かなり草が生い茂る状況でありますので、毎日管理をしていただいております。これまでオープンに向けまして、雑草がかなり繁茂した時期につきましては応援をいただいて草刈りを行ったり、その後は2名の方で交互に勤務を、1人ずつ日常配置して管理をしていただいております。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。これまで2名だったのを1名にしたということですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。2名の方に交互に、例えば2日置きとかそういう形で、1名の方で毎日入っていただいております。2人雇用させていただきまして、「ローテーションを組んでやっているということでしょう」の声あり）ええ、1日に1人ずつ現場に入っております。

9番（岩佐 豊君）はい。あのね、ローターはわかったんですよ。だから、なぜしっかりとすることができないのかということだけ確認したいので、まず時間です。どのぐらいの時間でやっておられるのか。それで何で草刈りが、そんな2人で毎日交代で出ているわけでしょう。何で草刈りできないんですか、あれ。することないと指示しているんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。芝の管理と公園全体になりますが、それぞれの管理する面積が広いものですから、順次草刈り等は行っております。特に議員ご指摘の芝につきましては、雑草等の繁茂が影響を及ぼすものですから重点的な管理をしてまいりたいと思います。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい。2人で交代でやっていて、範囲が広いからできないと言うのであれば

2人で足りないんですよ。もっと言いますか。草刈り機の替え刃はどれぐらいの頻度で提供していますか。具体的なことを言いますから、申しわけないけれども。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。草刈り機の刃でございますが、集中的に刈り込み等行くとやはり消耗が激しいので、そのような際には町の担当職員が現場のほうに行きまして、状況を確認し購入している状況です。以上です。

9番（岩佐 豊君）はい。現状を私は確認しているんですよ。あそこは結構石が入っていますよね。そういうことは確認していますか。そのために刃を結構だめにするんですよ。あそここの管理者泣いていましたよ。刃が十分ないと。申しわけないけれども、こんなことではだめですよ。管理人さんから言われていませんか。もう少し、刃が少ないとか何とかというのではないですか。できたばかりの公園をあんなふうに管理したら、全くすぐだめになりますよ。今、十分にそういうのを提供していますか。何かこまくていやなんだけど。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。草刈り機の刃につきましては、現場で作業しているらっしゃる方の意見等を十分に聞きまして、今後適宜交換できるよう準備してまいりたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい。なかなか私が確認しているのとちょっと違う回答なんですけど、本当にその辺は十分に対応していただきたい。東北楽天の一応お名前も使わせていただいているので、やはり結構町の施設としてはよそからもみられる人がいっぱいいるので、やはりしっかりと管理をしていただいて、一生懸命やっているなとか、きれいなグラウンドだねと、使いやすいねと言われるような管理をぜひしていただきたい、このように思います。

以上、やはり一番本当に町の施設というものをしっかりと、やっぱり使う側と管理する側と共有してやっていかないとなかなか難しい。一方的に町のほうで全部やれという問題ではないんですよ。特にソフトの皆さんは、特にシニアの皆さん、私らの年代の皆さんは、そればかりじゃないですね、ソフトをやっている皆さんは非常にグラウンド整備とかそういう施設に対しては協力的で、自分たちからやっていくという姿勢がありますから、それにやっぱり応えるためにも今のようなことをしっかりとやっていただきたい。町としてやるべきは当然やっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

議長（阿部 均君）回答はよろしいんですね。（「いや、町長にやっぱり今の問題で最後……」の声あり）最後はね。町のその今後の対応について、町長齋藤俊夫君答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。スポーツ施設が大分復旧しつつある中で、今大変シビアなご指摘も頂戴いたしまして、大変恥ずかしい思いをしているところでございます。やはり維持管理、これは最初が肝心でございますので、ご指摘をしっかりと受けとめて、芝の管理なり各施設の管理、臨時職員の皆さんのお力も頂戴しながらしっかりと維持管理をさせていただきますというふうに思います。（「ありがとうございます。終わります」の声あり）

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は9月8日、午前10時開議であります。
皆様大変お疲れさまでございました。

午後 3時57分 散 会
